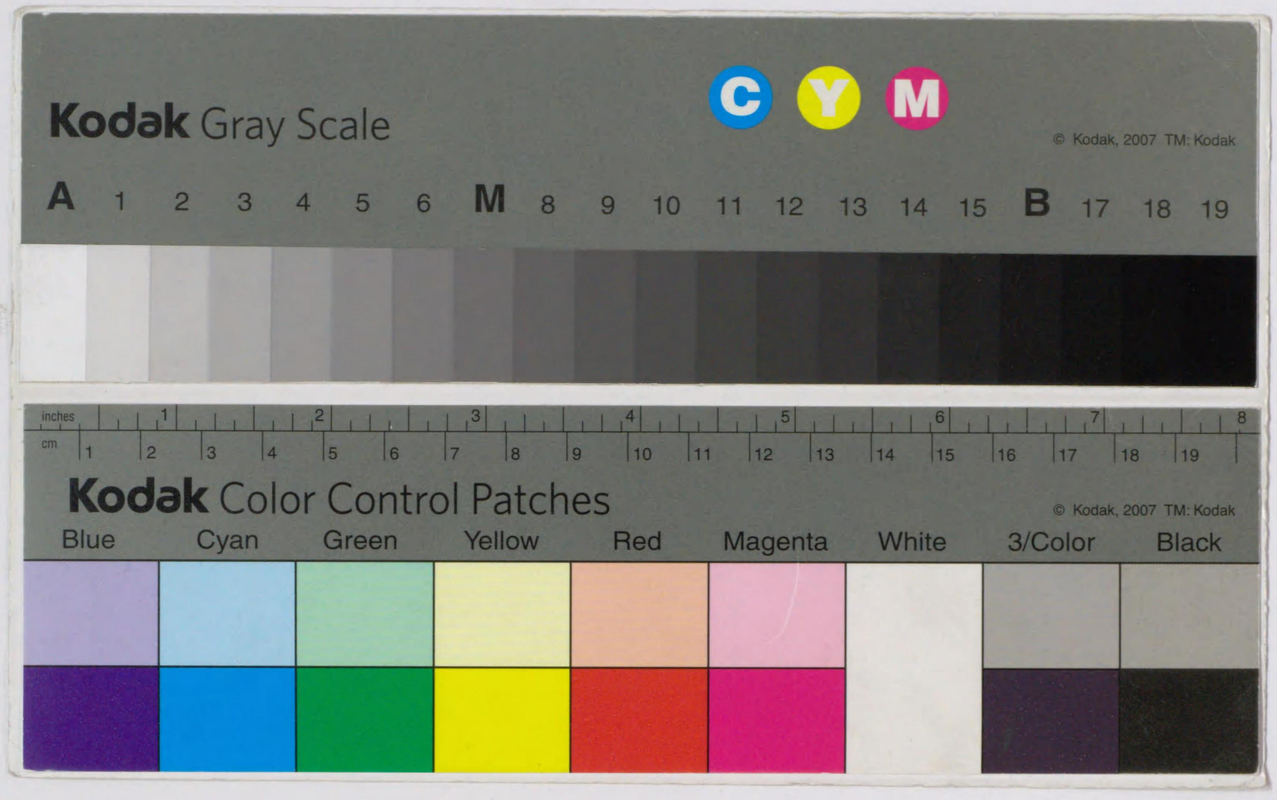

605
605-98
12005015320 46

15.7.24

防長原史時代資料

山口高等學校
山口縣立博物館 嘱託
弘津史文 著

昭和五年五月發行

目次

一、序文
二、圖版目次
三、圖版說明
四、圖版
五、出版著書目錄

605-98

序

防長の地は九州及び朝鮮方面との連絡を爲す點に於て、我國の考古學上特異の位置を占むるものがある。左れば之れが調査の重要なると共に興味また多かるべきも、地の一隅に偏して往復に便ならざるよう、從來閑却の嫌いあつて究明の足らざる憾みがあつた。

弘津史文氏は此地に在つて夙に意を考古學の研究に用ひ、遺蹟遺物の探討に沒頭すること二十年の久しきに及び、其結果は常に學界に報告するを怠らざるのみならず、成書に纏めて世に公にせられしもの數部に達する。今日の如く防長に於ける考古學方面の闡明されしは、主として氏の業績に負ふものと云へる。

今や氏は原史時代遺物の各處に散在し、一併して之れを見る

に便ならざるを憂ひ、更に防長原史時代資料の編述あるに至つた。此等遺物の現在地、所有者並に發見當時の記事を擧ぐるに止め、輕々しく推斷を下すを避けて、專ら將來の研究に資するに在るは、誠に用意周到と稱すべきである。蓋其便益を蒙むるもの、單に防長の研究者のみならず、廣く斯學者に及ぶものである。余は學徒の末班を瀆す一員として深く其勞を謝せざるを得ない

昭和五年四月

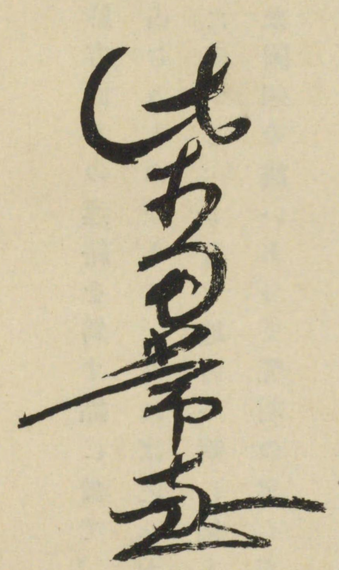

自序

本書の目的とするは防長兩國に於ける原史時代の遺物を集めその發見地、發見年月、所在地、所有者、發見當時の記事論說を記載しこれを防長考古學研究者に提供するものにて何等結論に達せず只その正しき資料の提供に過ぎず先に著せし「防長漢式鏡の研究」と共に防長原史時代の研究資料として用ゐらるるのときあれば著者の勞はむくゐらるゝのである。

昭和五年四月一日

著者　弘津史文

圖版目次

第壹圖版(一)(二)埴輪　土偶（周防、赤妻）
第貳圖版(三)(四)杏葉（周防、右田）
第參圖版(五)(六)杏葉（同）
第四圖版(七)(八)杏葉（同）
第五圖版(九)(一〇)杏葉（同）
第六圖版(一一)(一二)杏葉（同）
第七圖版(一三)雲珠（同）
(一四)銀製金具（同）
第八圖版(一五)石製馬具（周防、平川）
(一六)貝殼入蓋附（周防、宿井）
第九圖版(一七)鍬形石（長門、西下津）
(一八)金環、鉸金、金銅金具（周防、右田）
第拾圖版(一九)頭椎大刀柄頭（長門、深川）

（二〇）圭頭大刀柄頭（同）
第拾壹圖版（二一）頭椎大刀柄斷片（同）
（二二）大刀斷片（同）
（二三）大刀斷片（同）
第拾貳圖版（二四）金銅製（同）
（二五）金銅製（同）
第拾參圖版（二六）銅製壺鐙其一（同）
（二七）銅製壺鐙其二（同）
第拾四圖版（二八）金銅製鐙及附屬品（同）
（二九）銅製壺鐙（同）
第拾五圖版（三〇）銅鈴其一（同）
（三一）銅鈴其二（同）
第拾六圖版（三二）銅釧（周防、遠石）
（三三）貝輪（長門、深川）
第拾七圖版（三四）雲珠（周防、山口）
（三五）鏡板（同）
第拾八圖版（三六）切子玉（周防、宿井）
（三七）練玉（同）
第拾九圖版（三八）金環、銀環、銅環（同）
（三九）銅環（同）
第貳拾圖版（四〇）硬玉曲玉、銀環、管玉、臼玉小玉（周防、桑山）
（四一）曲玉、棗玉、丸玉（周防、宿井）
第貳拾壹圖版（四二）曲玉管玉（長門、大井）
（四三）狛劍柄頭（同）
第貳拾貳圖版（四四）銅鏃（周防、中ノ關）
（四五）銅鏃（周防、水口）
第貳拾參圖版（四六）銅鏃（周防、竹嶋）
（四七）巴形銅器（周防、佐賀）
第貳拾四圖版（四八）銅鉾（周防、山口）
（四九）同實側圖（同）

第貳拾五圖版（五〇）銅鉾（長門、梶栗濱）

（五一）同　實側圖（同　）

第貳拾六圖版（五二）銅鉾實側圖（長門、神上寺）

（五三）銅鉾（同　）

第貳拾七圖版（五四）石棺（周防、赤妻）

（五五）石棺（同　）

第貳拾八圖版（五六）石棺（周防、右田）

（五七）上代の繪畫（長門、彦嶋）

圖版說明

第壹圖版

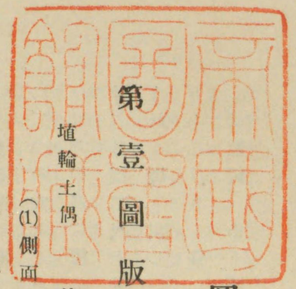

埴輪土偶　二個

（1）側面　（2）甲高七寸（2）乙高五寸）

發見地　周防國山口市字下宇野令小字赤妻粭塚

發見年代　明治三十年三月

所有者、所在地　山口縣立大典記念教育博物館

埴輪は日本上代に於ける風俗の一端を知る最も貴重なる遺物なり。此の埴輪を發見せられし古墳につき著者が先きに考古學雜誌第十八卷第四號に發表せる論說をこゝにかゝげて參考に資せんとす。

赤妻古墳

周防國吉敷郡山口市大字下宇野令字赤妻小字粭山にありしものにて此の古墳は圓形墳で石

櫛を作らずして石棺を埋藏されたものである。

明治三十年三月二十三日一個の石窟を發堀し四月四日また〳〵一個を發見すと故近藤清石氏の赤妻古墳前記にありついで同上後記に明治四十一年八月二十五日前回のものとその埋藏位置相竝びて共相さること九尺の所から石棺を發堀された此の古墳につきては發堀當時近藤清石、横地石太郎氏等の或は著書に或は新聞に發表されし記事があるこれ等を列記して參考に資す。

故近藤清石氏著赤妻古墳前記

三十年のいつなりけん防長新聞に吉敷郡下宇野令村の吉見長者の古塚といふ小山より三月二十三日古器を石窟に藏めたるを堀り出し序で四月四日石棺を堀り出だしつる云々と揭載せるを見つれども當時えさらぬ事どもあり且甚しく後れたる揭載なりしからに思ひ捨てありしをその古墳を見し人の來てそのありさまを物語るを聞てされば見なんと平野雄也をいざなひて往きて檢するに共地六畝歩ばかりにて高さ三間ばかりなる一座の土饅頭式にて東の方土を堀り取りたる痕あり土の色五層にかはりたれば全く築山なること分明に見ゆ頂上に二つの穴ありその古器を藏めたりし穴は石を疊み粘土を以て間隙を塗り塞ぎてありとぞ一はその西に纔に去りて石槨あり石四枚を以て作る長五尺四寸五分厚三寸幅一尺八寸厚一寸五分深二尺七寸内の方は人工を加へたるものと見ゆ蓋は長六尺幅三尺四寸折れて二つになれり堀り出しつる當時のさまを其人にとふに底には小さき川石をしき石二個を左右より中にひきし樣にをきたるを枕とし骸骨東首仰臥はくづれたるところなし胸のあたりに鏡（神獸鏡）あり腰のあたりに刀及び箭鏃ありこの品とさきに堀出せる鐙札斧鐵及び四つ巴のやうなる金物二つ（一つは缺けたり）〳〵巴形銅器）は警察にさし出せり此の物の外に殘れる物はあらずやと問へるに骸骨は朱まみれなり小石と共に陶器に入れて生目社（淫祠なり）の後に埋め器物の殘りは某氏の石祠の傍に埋めたりと云ふをのれまたとふ共の埋めたる器物いかなる物にてありつるかと委しく尋ね問へるに銹び朽ちたる鐵の板や斧のやうなるもの貝殻に穴穿ちたるもの四つありきといふにその貝殻の切に見ま欲しくなりて立ち去られず躊躇ふほどに某氏をのれ等の至れるときゝて尋ね來しかばかの埋めつる器物を堀り出し見んことを切に乞へるにうへかひぬればうれしくてやがて堀り出せり多くは銹び朽ちて形をなさず其のうちに兜一個胴の肩一個札二十四枚（二枚は各四枚附着せるもの）所知られざる破片四枚鉄五個矛一個箭鏃四個刀子一枚月日貝に穴穿てるもの三枚及びその破片八枚を得たり胴の肩は稀れなる物なり（日本考古學に嘉永七年阿波國勝浦郡田之村より發見し肥後國玉名郡繁根木村より昨年七月に堀出せるといふ）物に同じさて右著者八木奘三郎の此品は鐵襟と命名せし人あれども古書に所謂頸鎧の類と見て不可なかるべければやはり古名に從ふ方よろしからんこは前記の鎧を着けし際兩肩の甚しく露はるゝが爲めに用るしに似たるも發見の少なきを見れば廣くは行はれざりしものなるべきか頸鎧は喉輪のことなり此品は後世の鎧の胸板押付の板綿噛と袖の冠板とを兼ねたるものにて強て命名せんとならば此品はむね肩のふせぎなれば肩鎧と命名すべき物なりほこは異樣のものにてまだ共類を見ず貝殻を裝飾品としたるは東大寺獻物帳に貝殻十二個としるしたるその物なるべし正倉院の御物に破片ある外にまだ見聞せずかゝる珍らしき物獲つれば嬉しくて某氏及び堀出人に乞得てもち歸り廳に共由を申し許可を得て圖本を作り在東京の友人小杉榲村にきこえた

るに微古風俗を見る必要品なりとりはからいて送りくれよとの事なりければをのれより東京に送れり後東京より若林勝邦山口に来りすくも塚見たし案内をとこひければともなひゆける時植輪の缺げ四枚をひろいたり。

明治四十一年すくも塚よりまた大石棺露はれたるを以て前の圖本をとり出見るまゝにかすく記憶をかきつゞり圖本にそなふになむ。

赤妻古墳後記

いにし三十年四月古墳を堀出し下宇野令赤妻古墳の吉光長者の粭塚より二十五日にまた古棺を堀り出せる事防長新聞に見ゆ、見にゆきたまへやいまだなればおともせんと二十九日の日にてやありけん某来りていふ聞きだにせぬことなりゆき見るべし二日の日にゆくべければ赤妻の某氏かへりゆきてをのれが来べきよしをきこえて待たれよとちきりてその日車にてゆく老たる身の去年病にさへ犯されていたく弱りたればわすかの山なれど登るになづむべくをもはるればかねて孫の如くする親族の子をひきいてゆく彼は自轉車にのり従へり某氏にいたる某ちぎれる如く来て待ち居たり某氏よろこびて案内せり前に見しぶるく土掘り取りたる所より西をさして山のなかばを直立に掘りとりたれば頂の土崩れ落ちて石棺の露れ出でたるなりける彼子に扶けられて山の頂に登りぬ前には見ざりし樹木頂きにも麓にも生ひたり棺は船代式にて蓋は掘り凹めて壁の如く削りなせる右側によせかけたり石質は山口、萩などに専ら水流しの物に製れる溫泉津石（凝灰岩）のやうにて少しくそれより堅かるべく見ゆ外は鑿目のまゝにて內は磨ける五尺ばかりもほり凹めたる處には躍り下りて

見ること能はず某と彼の子とに寸尺とらしむ外徑長七尺三寸小口の厚き一尺三寸首の幅二尺六寸尾の幅六寸を減ず取手をつく中央二尺八寸深一尺五分首尾は淺く線の幅二寸より二寸五分餘に至る蓋は深九寸五分首尾上に同じ左右に取手各二をつく左右正しく相ひ對す位置は東を首にして前に掘出せる石槨と正しく相並ぶ共間相ひざること九尺なり新聞に男の石棺と想像せらるゝ方は自然石を以て圍みしのみにて女の石棺と推測せらるゝ今回の物は丁寧に石を鑿りて作り特に遠地より運般し来りたる形跡あれば女は主にして男は從にはあらざるかと工造の精粗につきて判りたり、前なるものは槨こたびのものは棺なるより言ひしものなり蓋の取手を運搬の形跡と認めたるも違へり運搬の用には非らず骸を斂めて正しく相ひ竝びたる夫婦なること疑なし男女のわかちはその器物にて分明なり主從はかく埋むるものにあらず麓に下りて埴輪の缺三つをひろい歸るへに掘出人の家に立よりて枕石なぞ見て家に歸りぬさて廳に願ひて物品を見圖本を作れりその物品の位置寫眞につき掘出人の說明を聞たり委しく左にいふべし棺の內上の方に枕石三つ並べり共上つ方に鐵の細條と何とも知られぬものあり大小數十枚なるがそこなはれて全く形をなせる物大十枚小十六枚其形爪の如し大なるもの竪一寸五分もとの方一寸七分小なるもの竪五分もとの方六分ばかり（これより大小とも長きも短きもあり）共製作を幾同もめぐらして左右より編み（編絲のあみ目あり〳〵と見ゆ）上下より押して楕圓形とし左右より紙を以て包み其端に帶をめぐらし帶のかみはしに蝶番をつけて針をさしまこと に蝶の羽の如くかたびらきになるやうにし（一個づゝあらば連續したるなるべし）共上を漆もて塗れるなり今見るところ爪の形なるは蝶番の鐵針の銹の爲めに中央より折れてはな

れ〳〵になれるならん掘出人のいふには爪のもとの方長き條のつきたるものありきといふ思ふにこは包める上皮破れ編める絲切れて條は黒く色ある皮は黒粟色なり鐵條は銹び朽ち殘れるもの十九本なりこれや蝶番ならん右はをのがをしあてかひの考なり考古學の先生達の案を煩むす物品にこそ。

さて三つ並べる枕石の下つ方に石また一つありその石の前に頭蓋骨あり其次に上顎あり前齒十枚ならびて奥はたゞ左に最後の齒一枚殘れり其次に下顎あり齒もそのまゝなりしが手を觸れし時脱け落ちたるといふ十四枚なり蓋枕石ころび頸骨はながれて髑髏胸に位置に落ちたるならん東首仰臥にて骨はなし朱上にその跡ほの〳〵のこれり寫眞に骸骨のごとく見ゆるはそのあとのうつれるなりといへり胸の位置にあたる右に直徑二寸八分五厘の鏡（位至三公鏡）あり鈕を隔てゝ文字あり高等商業學校教授横地氏類鏡の標本を以て位至三公とよまれたり三公の二字はたしかなるが位字のへんの「ノ」のつくりの見えず老たる眼にはうつなぬなるべし至字は「ハ、ム、一」に接せず其右に二寸四分の鏡（内行花文鏡）ありともに白銅にて小なる方は曇らぬところあり物うつりて見ゆ枕ノ石の下の方の左に琅玕の曲玉二顆、一つは直徑八分、一つは八分五厘、瑪瑙の曲玉十顆大なるもの直徑一寸四分小なるもの九分同じき算珠式の臼玉四十一顆にて共管口徑二分五厘のもの四つ一分九厘のもの七つ一分五厘のもの三つ一分四厘より一分とその物二十七長きもの一寸一分五厘短きもの三分また瑠璃玉大なるもの一百十七小なるもの二百四十一あり大腿骨のあたりの左右に小の吹玉ありこれ手玉なり多く碎けて共數知られず小なるは粟粒の如し其中に四角の切子玉あり方二分五厘また厚五厘弱竪三分五厘横二分五厘はかりにて不規則なる楕圓形の薄鼠色の石の玉ありさて足さきに直徑三寸五分の鏡あり（變形圖様鏡）これも白銅にて裏は茶褐色面は全く綠青と紺青とになれり鏡のかたはらに上にも下にも織物の切れとをぼしきものあきと云ふその物を横地氏檢して毛なりといふをのれ等も檢したるかいかにも毛なりこれや賦役令に凡諸國貢獻者云々義解に謂崩者氈之屬毛布也とある崩なるべしこれにてつくれる衣を古昔「アリキヌ」といひていたく貴ぬる物なり鏡のかたはらにのみありたりといへば衣にはあらじ鏡の不洗ならん劍は十七片に折れたり棺の外の左のかたはらにありしとぞそもゝ〳〵前なるものこたびのもの貴人のをくつきなるはいふまでもなけれど考ふべきよしなしあな哀れ彼も是もいかめしきものなるが兼好の思ひ出でしのぶ人あらんとぞこそあらめまたほとなく失せて聞つたふるばかりの末なればまたほとなく失せて聞つたふるばかりの末なれば哀とや思ふざるは跡とふわざも絶ぬればいづれの人と名をだに知らず年々に草のみぞ心しにむさびて松も千年をまたで薪にくだかれ古き塚はすかれ田となりぬといへるはまことなりけりあれ哀れきけば棺槨を前に骨埋め古る土地にうつし霜雪にそこなはれぬやうに上屋つくるべくと土地の人とも相ひはかるとかをのれ思ふにさしたらんにはいくばくの年月をもたゝずして田とすかれ吉光長者のすくも塚は跡かたもなくなりぬべしおなしくば今のまゝにてそこなはれぬやうになさむこそよからめくれ〳〵も某氏にきこえをけり。

明治四十一年九月羊馬窟人近澤清石

新聞紙に拳大といへる枕石は一つは長七寸周圍一尺一分周圍九寸五分重量二百十五匁、一つは五寸二分周圍一尺一寸重量二百二十匁、一つは長五寸周圍一尺一寸重量二百三十匁にていづれも左右すぼまりたる稜なきに石になん同

じき十二日平野雄也とまたに見にゆきてさきに見をとし聞きもらせることゞもを加へて書きあらため畢ぬ。

霜提竟釣々徒

明治四十一年八月二十七日防長新聞所載の鴻東氏報

「種々長詮議の末に彼の石側の隆起せるところへ丸太の大棒を縛しこれに十本許りの繩を結び付け余を乘せて來た車夫まで手傳ひて「エンヤ」の掛聲勇ましく石棺の蓋は見事に開いた先づ目につきしは舟底の樣に鑿られたる一面が上半部は赤く下半部は黄なることで赤いのはいふまでもなく死體を保護する爲めに詰込んだ朱の色で黄なるは棺の隙より流れ込みし土と死骸の還元したものであらうか「美人英傑總黄土」とは眞にその通りである骸骨らしきものは齒を備へたる上頸と頸蓋骨ならんかと思はるゝものあるのみ其他には拳大の圓石四個大小鏡三面曲玉七八個拇指大の圓珠數個管玉數個南京玉に似たる小さき珠無數髮飾衣服の斷片等あり圓石は屍骸の頭部にありたれば枕とせしものならんか鏡は二面だけ頭部のところにあり一面は足部にあり表裏とも青き錆を生じ裏面に模樣あれども文字なし玉類は首飾りにでも用ひたものであらう髮飾らしきは瓔珞であるか簪のびら〳〵であるか焦げて黑くなつた片々がある衣服とも思はるゝは土色に織物の樣な形が見ゆるばかりで手を觸るれば直ぐに碎ける此等の物を收めてあつた云々」

明治四十一年九月二十九日防長新聞所載の横地石太郎氏赤妻石棺に就て

赤妻石棺内より發見せられたる織物の朽片について近藤清石翁は其糸を檢して毛であることを知りたれば其織物は崩と云ふ毛布なるべしと云はれたけれども余が顯微鏡及化學上の方法にて檢したる所によれば麻布の如し毛織物にあらざることは慥なり翁は余も其糸を檢して毛であると云ひたる樣に記されたれども是は彼の爪形のものゝ中よりも毛髮の如きもの出たる由を告げたるを聞誤られたるにやあらん爪形の物より出たる毛の如きものも其後檢査の結果毛髮にはあらで竹の織維なることを知れり本邦にて獸毛を以て織物を製することを始めて知りたるは欽明天皇十五年に百濟王聖明が毾㲪（オリカモ）一領を獻したることがある其後の事なり又本邦上古の毛織物は羚羊又は兎の毛を糸に和して紡て織れるものにて純毛布にはあらず且毛類は麻纖維などよりは大に腐朽し易きもの故石棺内にても一千年餘は耐へ難かるべしと信ず。

大小の爪形のものについても余は近藤翁と考が異つて居る翁は此の内部にある撓めたる細條は鯨の鰭（齒の誤か）を細條となしたるものとの說なれども余が取調べたる所によれば竹の細條なり又針の如き鐵の細條は此爪形のものゝ本の方に蝶番があつて其蝶番に通じたものとの說なれども爪形に本の方の廣さは大なるものにて一寸七分あれども鐵條の最も長きものは二寸二分あり二寸以上のもの三本もあり且つ鐵條には本質の朽片附着する所より察するに爪形の本の方へ附きたるものにあらず又蝶番と認むべき點も見出さず何に用ひたるものとも考なし爪形のものは全面漆塗にて下端の破壞したる部分を除くの外他に附着したる痕なし何に用ひたるものとも分らざれども其石棺内にありたる位置より見れば冠か髮飾りに用ひたるものゝ破片なるべしとの說は眞に近し明治十二年三月廿一日羽前國東村山郡漆山村衞守塚の古墳より發掘せし木棺（丸木を二ツ割にして中を掘り窪めたるもの）内

より發見せしものゝ中に冠として右爪形のものに酷似するものを掲げあり（東京人類學會雜誌第百八十號參照）圖にてはどうしても冠とは見へぬと記してあれども是も恐らくは棺内にありたる時は同形のもの多數寄り集められ冠狀をなし居たる故に其一片を圖し冠と記したるものならんと思はる此外斯の如きものゝ古墳より出たる類例を知らず。

石棺につき考ふるに石棺石槨は太古より皇親の葬儀に用ゐたるものにて垂仁天皇三十二年皇后日葉酢媛命薨ずる時に和泉の人某石棺を作りて獻じ天皇其製の佳なるを賞して姓を石作の大連公と賜へり本邦の俗名を以て棺槨を造ることは天皇及び皇親にあらざれば之を造らず是より後臣下も亦石棺石槨を造る、降つて考德天皇の時に至て制して臣下の棺は木を用ゐること、なれり、後世に至つて石棺の制廢せられたれども其歲月詳ならず。

玉及び鏡につきて考ふるに玉は太古より桓武天皇の頃まで頭髮頸手足刀劍等の裝飾に使用し神武天皇以來光仁天皇に至つて衣服の裝飾用にも供せられたる故盛なりしも奈良朝の頃より大に衰へたり、吹玉と稱し硝子玉を本邦にて始めて造りたることは詳ならざれども正倉院の御物中にある硝子器及び多く古墳より出るものに徵するに聖武天皇より數百年前に製作せしこと明なり、然るに承平、天慶の亂を經て其製法を失ひたるものゝ如し。

其佩用年代は玉と略〻同時代なるべく今回發見せられたる鏡は漢鏡なれば此古墳は支那と交通の開けし後のものなるべく其他埴輪破片の出ることゝ染色したる倭文布（シヌフ）のあること（倭文布は垂仁天皇三十九年頃より盛に製したるものゝ如し）漆塗の事は孝安天皇の時に三見（ミツミ）宿禰が漆部連（スリベムラジ）の祖となり景行天皇の時に床破（トコハ）宿禰が漆部官に任ぜられたること孝德天皇の時に冠制を定め冠の背に漆塗の羅（ウスモノ）を用ゐたることなど歷史に見ゆれば冠に漆を塗りたる事もいと古るきことなるべし。

以上記する所を綜合して考ふるに赤妻古墳の年代は約千二百年以上千九百年以下のものならん其高貴の方の墳墓なるが臣下のものなるかは未詳なれども恐らく其時代に於ける當地方の豪族の墳墓ならん。

東京帝國大學發行古墳橫穴地名表

（明治三十年發掘の分）

周防國（二六六頁）

吉敷郡宇野令村山口町の南端赤妻村石棺朱塗兜、鐵襟、鎧の一部、白銅鏡、鐵鏃一五巴形青銅器二、鉾三、刀數本、鍬形鉾類數本、埴輪土器片

孝古學會雜誌二ノ七（二六三頁）

同上

（明治四十一年八月二十五日發掘の分）

古墳

石棺、人骨、鎧片二、鉾二、斧二、刀二〇、鏃六〇、鏡一、劍二

萬朝報

東京帝室博物館

とあり、その埋藏位置は前記のものと同一古墳にしてその相竝びて相去ること九尺とあり赤妻古墳結び

前記の如く近藤橫地氏等によつてその當時報ぜられしものと發掘に立會し同地の岩本榮之進氏等によつて著者の調査せしものにによればその墳形は今は知るによしなけれども「一座の土饅頭式」とありまた「土の色五層にかはり云々」とありこれより見て圓墳にはあらざりしかと想像せらるゝのである。その始め明治三十年三月廿三日に一個の石窟を發掘し同年四月四日また一個を發見したとある、これはいつれも組合式のもので三月廿三日に發見せられたものは粘土を以て石の間隙を塗りありこの石室からは兜、鐵襟、刀、鉾、鐙、巴形銅器等が發見せられたものである事は當時の實見者の談で明らかである、この石室とほとんど結合して作られたもので四月四日に發見された組合式の石棺は底部に小石を敷きあり内部からは人骨、半刻式獸形鏡（直徑四寸二分）貝殼を以て作りたる裝飾品等を發見せられて居る四月四日發見の組合式石棺に添へて作られたもので三月二十三日發見の石室である、此の石室には主として武器が入れてあつた事は面白いと思ふ、而して四月四日發見の組合式石棺は東方を頭部として西方を足部としてありその東部の外方に石室を作つて武器を藏したのが三月二十三日發掘の石室である。

四月四日發掘の組合式石棺は大典記念山口縣立敎育博物館に陳列せられてある。

またこの二つて石棺は共大さにつき一つは破壞せられて不明なれども武器を納めたる三月二十三日發掘の蓋石は長五尺三寸幅廣き所にて三尺三寸三分ばかりとあり四月四日發掘の現に山口博物館に在る組合せ式石棺は蓋石長六尺幅三尺四寸云々とあり（著者の後者忽ち組合式石棺を實測せしものによれば内寸上幅一尺九寸下幅一尺八寸、全長五尺五寸石の厚き四寸側面高一尺七寸五分外全長六尺（著者の後者忽ち六尺）その大さより見るも余は前者は後者とあまり異ならざりしものと想像するのである、唯前者は石材の小さきものを使用しその間隙を粘土にてぬりしものと思はるゝのである、此の石棺につきては死者を入れしものとその副葬品、主として武器を入れしものとの二個あつた事は事實である小杉榲村、近藤清石氏によれば此の石棺内より發見せられた遺物につき左の記事がある「共製作の如き大體は二十七年七月山城國久世久津川きの七塚より出でしものに類似せり、地方官より先頃屆出でありしからに帝國博物館に取寄せられ點檢をへて購求品と今はなれど點檢せざる物の中に近藤君の襲圖によればなほめづらかなるもの多しさて埋葬のさまもかの三種の神寶を護身としたるいと嚴重にして久津川村發見と同式とおぼゆ、なほ貝の事につきてはこれもめづらかなる說あり寧樂の正倉院にも共裝飾品となれる物の破片ありて東大寺獻物帳に貝玦十二個と書きたるものなるべし、黑川博士曾つて考證せられたる共佩貝と同種なるべしこれらの風俗もこの發掘物にていよ〳〵明らかになりと云々」

とあり此の石棺内發見の貝器はまた珍とすべきものである。

前記の組合式石棺を發見して十一年後の明治四十一年八月二十五日にまた〳〵舟形石棺を發掘された組合式石棺と相去ること九尺とありこれ等石棺はいづれも石槨を有せざるもので東を首部として埋められたものでありその發掘當時の寫眞によれば頭部を東方に向けこの石棺（著者の調査によれば底部全長七尺二寸、中央高一尺、頭部高九寸五分、幅二尺三寸足部高八寸幅一尺三寸五分緣厚さ二寸、内の深さ八寸左右に二個宛と足部外面に一個の突起あり少しの差異はあれども長五寸幅四寸五分蓋部全長五尺八寸九分五厘、頭部高八寸幅二尺三寸足部高一尺〇二分幅一尺三寸五分まづ頭部に自然石四個を置きあり近藤氏の

（枕の石）と稱せられたるものである、これは普通古墳より發見せらるゝ考古學上命名されたる枕石とは異なるものにして使用されし目的は枕としたるかまた他の目的に用ひしかは不明である頭部附近に櫛、曲玉などを發見せられ胸のあたりで內行花紋鏡（直徑二寸四分）を發見し右側によりて位三公至鏡（直徑二寸八分五厘）を發見し左側手のあたりで玉類を發見した、下方の先きに變形圖樣鏡（直徑三寸五分）を發見せられた事は明らかである、近藤氏赤妻古墳に「枕の石三つ並べり其上つ方に大小數十枚たるがそこなはれて全く形をなせる物大十枚小十六枚其形爪の如し大なるもの竪五分、もとの方六分ばかり其製作をのれが見る所は鯨の鰭を細條としこれを幾回もめぐらし左右より編み上下より押して楕圓形として云々」とあるもの並びに橫地石太郎氏の赤妻の石棺に就ての文中「大小の爪形のものについても余は近藤翁と考が異つて居る翁は此の內部にある撓めたる細條は鯨の鰭（齒の誤か）を細條となしたるものとの說なれども余が取調べたる所によれば竹の細條なり云々」とあるもの近藤氏は之れを蝶番いとし橫地氏は之れを冠か髮飾りの破片とせられてその何物なるか當時は不明であつた。

此の遺物はその後研究の結果上古の櫛であつて古墳より櫛の發見せられたる例は極めて稀である。

（考古學雜誌第十四卷第十三號七九二頁後藤守一氏漆山古墳參照）

羽前國東村山郡出羽村大字漆山字道下衙守塚

陸前國名取郡檜田村下檜田の塚

等に過ぎない近頃朝鮮平壤附近の古墳から此の種の發見があつた。

「上代に於ける櫛はこの爪形をなせるもの多かりしが如く埴輪土偶の着裝せる櫛は殆んどそのすべてがこの型式のものにして其着裝に於ては普通一二個の櫛を用ゐ之を深くさし込みしが如し、上野國佐波郡三郷大字人□發見の埴輪土偶、女子は其の一例を示せりかゝる型式のものを上代「湯津爪櫛」といひしなるべし」

此の櫛の齒を缺失せるも齒は長きものなるべく身についていふも下底に於ける幅と高さと寸法相近く外形爪形となせるものといふべしまた此古墳から埴輪破片の發見された事は近藤氏によつて報ぜられて居りまた著者も先年同地で發見した事がある。著者は先年故近藤翁の蒐集品を調査中赤妻發見の埴輪土偶二個あつた事を知つた一つは兜を着用して居り（高七寸）一つは粗製で「ゾキン」樣のものを着けて居る（高五寸）でかゝる埴輪の發見はまだ我が防長ではその例を他に見ざるものである。

防長に於て埴輪を發見せられし古墳は

（一）周防國玖珂郡柳井町字水口茶臼山

（二）同　熊毛郡佐賀村字森ノ下白鳥神社々地

（三）同　吉敷郡山口市字下宇野令字赤妻

の例あるに過ぎず。

本古墳は上代に於ける築造なる事は明らかなれどもその絕對年代を直ちに定むべきものにあらず石棺の構造並にその埋藏狀態埴輪土偶並に古鏡を發見して居る是等の古鏡は漢代にあるべきと認めらるゝも其盛行して精品を出せるは三國より六朝初期ならんとせられて居るものである、かゝる遺物を發見せられし古墳なればその年代もほゞ想像せらるるのである

第二圖版

杏　葉（三、裏　四、表）

長　三寸

發見地　周防國佐波郡右田村字片山小字山下

發見年代　大正四年頃

所有者　所在地　山口高等學校歷史教室

周防國佐波郡右田村字片山小字山下に於て大正四年頃古墳を發掘せられその發見品も大方は散逸せしも右田村長渡邊伸一氏によりその內三、四の遺物を保存せられありしを見るに杏葉五個いづれも銀製なり（第二圖版より第六圖版まで）銀製雲珠二個（第七圖版（一三））銀製金具鞍の一部（第七圖版（一四））之れに附く金銅製品（第九圖版（一八））金環一個（第九圖版（一八））陶器瓶高六寸一個等なり此の地は考古學雜誌第十二卷第八號四六七頁によりて梅原末治氏が紹介せられし右田村字高井の石棺ある古墳より東方約十五六丁の所にありて今は墳形を存ぜざれども前方後圓墳にして前方部を西南に向はしめ前方部西南約三十一尺東南全長百三十五尺にして後圓部の中央に石槨ありし由にてその內部より前記の遺物を發見せしものなりと云ふその高さは不明なれども約三十尺位なりしと思はるその位置たるやはるかに桑山（久米皇子殯陵）及び車塚と相對し東南より北にかけて右田岳連山互す東南遙に佐波川をへだて天神山（古墳所在地）を指呼し西南に遠く西浦男山、女山（古墳所在地）を望む右手西北にかけては山地連りその中に高井大谷の石器時代遺跡を約七、八丁の處に見ることを得高井の前方後圓墳と共にその年代も同時代のものたる事は明らかなり而して上古に於ける周防國の中心地は此の地方たる事を知るを得べく「和名抄」「周防、周防國熊毛郡周防鄉又云國府在佐波郡」とあり今熊毛郡周防鄉附近にも同郡佐賀村玖珂郡柳井町にも大墳あれども佐波郡三田尻右田附近の如く前方後圓墳の所々に發見せらるゝを見るまた遺物の發見あり和名抄云ふ如く上古の周防に於ける中心地は或る時代は熊毛郡周防鄉にありまた或る時代は佐波郡三田尻地方を中心とせし事を遺物遺跡の上より明らかにせらるべきものと言ふべし」

此等の遺物は前記山口伸一氏より小川五郎氏の紹介に依つて山口高等學校歷史教室に寄贈せられたるものなり。

第三圖版

杏　葉（五、裏　六、表）

長　三寸

發見地　周防國佐波郡右田村字片山小字山下

發見年代　大正四年頃

所有者　所在地　山口高等學校歷史教室

第二圖版の杏葉に伴出せしものなり。

第四圖版

杏　葉（七、裏　八、表）

長　三寸

發見地　周防國佐波郡右田村字片山小字山下

發見年代　大正四年頃

所有者　所在地　山口高等學校歷史教室

第二、第三、圖版に伴出せしものなり。

第五圖版

杏　葉（九、裏　一〇、表）
長　三寸

發見地　周防國佐波郡右田村字片山小字山下

發見年代　大正四年頃

所有者　所在地　山口高等學校歷史教室

第二、第三、第四圖版に伴出せしものなり。

第六圖版

杏　葉（一一、裏　三、表）
長　三寸

發見地　周防國佐波郡右田村字片山小字山下

發見年代　大正四年頃

所有者　所在地　山口高等學校歷史教室

第二、第三、第四、第五、圖版に伴出せしものなり。

第七圖版　共一　（二三）

雲珠　二個

長二寸五分高七分

發見地　周防國佐波郡右田村字片山小字山下

發見年代　大正四年頃

所有者　所在地　山口高等學校歷史教室

第二、第三、第四、第五、第六、圖版の杏葉に伴出せしものにして銀製なり。

其二　（二四）

銀製金具

長六寸

發見地　周防國佐波郡右田村字片山小字山下

發見年代　大正四年頃

所有者　所在地　山口高等學校歷史教室

第二、第三、第四、第五、第六圖版に伴出せしものにて銀製打出しなり鞍の一部に附く金具と思はるゝものにして第九圖版（二八）の內金銅金具を中央の圓孔に「さしこむ」樣になり居れり。

第八圖版　其一　（一五）

石製馬

發見地　長六寸五分、高二寸五分、前足の所厚さ一寸二分

周防國吉敷郡平川村大字平井字吉田小字馬木

發見年代　昭和三年

所有者　所在地　山口高等學校歷史教室

此の馬は石製模造器具にしてその形狀は馬に鞍を置きしものなり石質は滑石にして「高橋健自先生著古墳發見石製模造器具の研究」の中にある石製展の裏面の刻み方と今回發見の馬の足部裏面とその製作手法同一のものなりまた著者は近頃筑前國宗像神社に所藏せらる沖之嶋にて發見せられしと云ふ此の種のもの二個あるを實見せり。此の石製馬を發見せられし古墳は破壞せられて不明なるも伴出物として臺付坩等を發見せられし由なり。（考古學雜誌第十八卷第七號四三五頁著者報告參照）

其二　（一六）

貝殼入蓋坏（陶器）

高二寸五分、口徑五寸二分

發見地　周防國熊毛郡城南村字宿井小字後井

發見年月　明治四十四年

所有者　所在地

著者

此の蓋附は內部に「カラス貝」を入れありしものにて古墳羨道入口より玄室に近く横に凹所を作り之れに二列に蓋坏十個を列べありその內二個だけに貝殼殘り居りしものにして日本內地には珍らしき發見と言ふべく朝鮮にてはその發見は稀れにあり此の燒物類を古墳石槨內に納めたるは當時に於て何物かを此の內に入れしものにて決して斯る器物のみ納めたるものにはあらずされど流動物の如きは疾く散逸し其痕跡をだに止めず有機物と雖も年代の久しきにより其形迹を有するもの極めて稀れにして本品の如きは此の種の資料として貴重なるものなり（拙著周防國上代遺蹟遺物發見地調査報告書參照）

第九圖版　其一　（一七）

鍬形石

長さ五寸二分、幅下方に於て四寸五分、上方に於て二寸六分
厚下方部一分餘、上方部約六分

發見地　長門國厚狹郡厚狹町西下津十字長光寺山

登り年代　明治十四年三月十九日

所有者　所在地　西下津、熊谷彌之助氏

此の鍬形石は石質碧玉岩製のものにてこれに伴出せし遺物は古鏡五面あり（拙著防長漢式鏡の研究參照）また熊谷氏の保管せらるゝ書類に左記のものがある。

厚狹郡厚狹村　下津人民

一鍬形石　一枚
一古鏡　三枚

天覽候ニ付自今別テ保存方注意可致候事

明治十八年八月　山口縣

尙「醉古帖」は故近藤清石翁の著者にてこの中にも此の鍬形石の見取圖をのせあり。
（山高鄉土史研究會考古學研究報告書台覽紀念號參照）

其二　（八）

（一）金銅金具　長四寸五分
（二）金環　直徑一寸
（三）鉸金　直徑九分

發見地　周防國佐波郡右田村字片山小字山下

發見年代　大正四年頃

所有者　所在地　山口高等學校歷史教室

此の遺物は第二、第三第四、第五、第六、第七、圖版のものに伴出せしものにて（一）の金銅金具は第七圖版其二（一四）の金具の中央にある圓孔に差込むべく作られたるものなり金環と共に鉸金も金銅製品にして何れも優美なる作品なり。

第拾圖版

頭椎大刀柄頭 一九
圭頭大刀柄頭 二〇

發見地　長門國大津郡深川村字東深川小字糠塚
發見年代　大正十四年一月——八月
所有者　所在地　東京帝室博物館

此等の遺物を發見ぜられたる古墳の發見は大正十三年八月萩町山田七郎氏の紹介にて著者等の調査せしものにてその當時防長新聞紙上に發表したるもその一年後の大正十四年に發掘せられたるものにて遺跡保存上より見てもかゝる古墳を土砂採集の爲めに發掘せられし事は我が防長の爲返すゝ〳〵もすこぶる殘念なる事である。此の遺物を發見せられし古墳につきては京都帝國大學考古學教室島田貞彦先生を著者は案内して實地につき調査せし事あり島田先生が雜誌歷史と地理第十七卷第三號第四號に發表せられしものをこゝに再記し參考資料となすものなり。圖版寫眞は實物の大さとなせり。

長門國大津郡深川糠塚に就て（上）

京都帝國大學考古學教室、島田貞彦先生の論說

日本海に面してゐる長門國大津郡深川村附近は海岸線の屈曲に富んでゐるものゝ一つであつて大小の港灣が夫れゝ〳〵に形成されてゐる即ち怪奇形を呈してゐる青海島が東西に長く横はつてゐる前に深川川の沖積砂土によつて築成せられた三角砂州が深く海中に突出するものによつて自から二大灣が東西に配布されてゐる即ち西にあるものを深川灣とし北方に圓形狀を以て開かれて居り東方には瀨戸崎灣をつくつてゐる灣の北方は青海島を以て圍み東方には大島、竜島など稱するものゝ横はるものあつて灣口を扼し良港を形成するものである。砂州の突端に仙崎と稱する町邑がある仙崎は瀨戸崎の中心をなすと共に其の西脊は深川灣に接し而かも約半町の近々距離を以て青海島と連つてある。

正明市から仙崎に至る約一里の砂土は深川川の排水によつて築成されたものであることは地質圖を待つまでもなく推想される而して此の砂地には南よりして正明市、港、田屋、仙崎の諸邑が並列してゐる。最近（大正十四年一月——八月）この田屋附近に大津中學校の建設さるゝものがあつたので、共の地均らしの採取土として約一町を南する大字深川字糠塚と名づける墳丘狀を崩壊し、ために同丘南邊に並列して居つた十數個の横穴古墳も同樣の運命に陷り、幾多遺物の發見さるゝものがあつた。發見遺物の主要なるものは銅製壺鐙銅製鈴、圭頭、太刀、頭椎太刀の殘缺及び共の附屬品、古鏡、人骨等であるが此等の發見狀態は土工的崩壞の運命にあつたので、何れの墓穴から發見したかと云ふことは元より分

明するものがない。只だ幸ひにも山口町の弘津史文氏が此の崩壞に先ちて當地に來り種々調査さるゝものがあつたのと發見遺物の大半が氏の注意により同地の深川尋常高等小學校と前記の大津中學校とに保管されてゐることである。

此の墳丘狀にして橫穴の存在するものは海岸から約二町東する處にあつて現今は殆んど遺憾なく除去せられて居り、只だ南東隅に未掘のものが二個存在してゐるに過ぎない、されば茲には前記弘津氏の踏査せられた記錄によつて崩壓前の狀態を記して見ると長軸を西南とする丘陵は約四十間を算し、大體前方後圓狀となつて居り即ち前方に當る處は西南であつて高さ約四間幅二十五間を有し、後圓に當るものは高さ約七間底徑約三十間を見るが同氏踏査の際には其前方部と見るべき前半は漸次削除せられて畑地となつて居つたとされてゐる。斯くしてこの墳丘狀の南邊に十四個の橫穴が四階段となつて居つたものである、崩壞前の本丘は恰かも一大古墳、而かも所謂前方後圓墳の形狀を髣髴せしむるものだと云はれる、斯かる古墳後期と推想せしむる橫穴に前方後圓式の封土を模せしものとすることは最も考察を要すべきものである、何分にも其原狀を詳らかにすることが出來ないが、今次踏査するに此丘陵地の地質は凝灰岩からなり封土的のものではない。此地附近一帶の地質と一致するものであつて又た橫穴築成の附近に存在する仙崎町字白潟小字山崎のものとも同樣な構造を爲し或は出土遺物の形式類推によつて見るにもたま〳〵其の形狀が所謂前方後圓式に類似するもの丶一小島の殘丘ではなかつたらうか。本地附近が往古に於て海中であつたことは認められる處であつて自然的墳丘狀の殘壘とする方が穩當と考へられよう。發見遺物の主要なるものは前述のものであるが、此等の中には最近「考古圖集第十輯」に弘津史文によつて若干紹介さるものがあつたので此の特種の遺物に注意さるゝものがあつたことゝ推想される。

扨て個々の橫穴に就いては前述の樣に不幸にして知ることが出來ないが、今ま弘津氏の調査せらるゝものに據ると羨道入口二尺天井まで約四尺、奥行約八尺前後の單室の最も簡素な形式のものであつて恐らく崩壞されしものゝ多くも同樣であつたと想像せられる而して崩壞前には何れも皆な羨道入口には扁平な石材を以て閉塞されてあつた樣である、次に內容遺物に就いて記して見るが前述した樣に十二個の墓穴の崩壞は全く何等の秩序もなく爲されたものであることを茲に繰り返して述べて置きたい、發見遺物類を大別して次の如く土器類、馬具類、利器類、裝飾品類とする。

土器類は何れも黝黑色の所謂祝部土器或は朝鮮式陶器と稱さるゝものであつて多くは發掘の際破壞せられて居り完形のものが少い、されど其の原形を復原し得るものゝあるによつて見ると高坏、坏、橫口瓶、長頸壺、吹壺形土器等を擧げられる。此等の中にて長頸壺の形式に屬するもの比較的多く完形のもの亦た數個を見ることが出來る祝部土器の豐富であつたことは單に大津尋常高等小學校に保管せられてゐる破片類だけでも夥大な容積を占めて居り而かも器の大形に屬するものが少くなかつたことは其の殘缺によつて想像される馬具類と總括するものゝ其の出土遺物には銅製壺鐙四個、銅製鈴一個等を數へるに過ぎないされど此の鐙は所謂壺鐙の形式に屬し本邦古墳發見遺物として本地發見のものが銅製であることは特例とせねばならぬ何れも六寸內外であつて、沓込深く舌の出は比較的短く鉸具頭の一部缺失するものあるが皆な同一の形式である。

馬具として鐙の形式を見ると輪鐙と壺鐙の二式に包括される、前者が所謂鐙として最も普遍的のものであり、其の發達の系路に於いては本邦古代の遺物に多く見るばかりでなく朱那或は西域地方に相似を見獨り東洋のそれのみでなく西歐諸國にも類似の發達あることは輪鐙の形式が最も馬具として適用さるゝものであることを語ると共に一方自生的のものとも考へられる輪鐙の本來の形式を推察するに紐繩を適當な大さに結びつけて輪としたものゝ發達から生じたものであることは誰れしも承認する所であらう。金屬器の發達はこれを具體化せしめたものに外ならぬ、此種遺品として最も華麗なものゝ一つに朝鮮慶州金冠塚發見玉蟲飾輪鐙があるかゝる輪鐙の發達系統に對して他方壺鐙とは如何なる連鎖が形式上に認められようか。

壺鐙の形狀が鐙として役立つてゐることは本邦古墳發見のものと、この系統を傳へてゐる吾が後世のものとより外に類例を見ることがない。輪鐙が型式から見て最初のものであり壺鐙が第二次的のものであることは云ふ迄もないが、或人の如く輪鐙の下部即ち足のあたる所に凹凸をいくつもつけて沓などの鐙からすべらぬ樣にしてゐる之を更に進めて行つたが壺鐙と思ふ」云々は勿論肯定すべきものであるが、其の說明のやゝ不充分なるを免れない。されば茲に輪鐙から壺鐙に移行する一假定說を提供して見よう。

輪鐙の原始的なる紐繩を輪型に結び付くるものを以て第一形式とし、次で金屬器の發達はこれを成形に變化せしめてなせしものを第二形式と見る。次でこの第二式は最も合理的のものとして盛行さるゝことは前述する所であつたが、乘馬に際し素足或は柔軟なる沓類に於て鐙に入ることは其の脚部の安定を不同にせしめ「ツマ先」に力を入るゝことは自然の勢ひであつて爲に足部が深く輪鐙に篏入することゝなり、乘馬として最も不便なることは單に自轉車に乘づるの經驗によつても推知せらるゝ、されば茲に於て必然的に「ツマ先」に力を保持せしむる方法として壺を附加せしむるものとなり、第三形式として所謂「舌」の發達を見るに至つたものでなからうか。斯くして又た「カゞト」の力を受くる爲に改善せしものは所謂「舌」の附加さるゝ理由であつて、本地發見の如きもの將にこの第四形式に相當するものと云へる、かゝる第四形式のものが更らに乘馬に便する爲に舌の出益多くなり又た鐙の兩口を挾り取り踏込の便利に供したるものの即ち後世の一般に云ふ「鐙」の如きものは第五形式として是認すべきものと推考する。されば一見して特種なる壺鐙の發達は全く沓類等の不完全なる發達が齎らしめたるものと云ふべく、本邦及び南鮮の古墳中には往々華麗なる金銅製沓類の發見あれども此等は元より其の一部分に過ぎざるものであつて多くは皮革繊維性織物乃至草鞋素足を以てされたものであらう。古墳發見遺物として金屬製の沓類發見の僅少なることは机上の假定を傍證せしむるものであつて又た一方鑄造の製作過程を見るに輪鐙を作り、これに壺形を附加するのであることは製作順序よりしても肯定される。

かゝる壺鐙の形式が果して本邦獨自の發達のものであるか否かは將來の研究に讓り茲には單に其の形式的變化を述べるに止めて置く。

壺鐙の發見は比較的多く二、三例して見ると

甲斐國八代郡（集古十種所載）

甲斐國東山梨郡岡部村字松本

上野國藤岡町諏訪神社古墳

信濃國伊奈郡

又た埴輪着裝のものに武藏國大里郡本畠村大字畠山箱崎（東京帝室博物館藏）に其の例を見ることが出來る。

銅製鈴は一個發見せられ總高紐共四寸五分ありやゝ細長く下膨れのものたることに於て特色とすべく而かも細座には花形を附してある精巧品と稱すべきものである。鈴口の線あることゝ又た注意すべく後世の驛鈴などの手法と類似して居る、此の鈴が馬具として使用されたものであるか否かは不明であるが便宜茲に說明を加へて置く。

古墳發見の鈴器には各種各樣あることは周知のことであるが、三鈴と云ひ鈴杏葉と云ひ要するに單獨と其の複合との發達が然らしめたものであつて本例の如きは前者のもの、發達として共の形狀に束縛さるゝなく一個の鈴としての發達の極致を示現するものと云へる。

鈴器の發達起原を考察するに石片共他類似斷片の結合によつて生ずる音律を以て第一次となし金屬器の發達は環狀の集合又は垂下の連鎖的或は金屬片の集合等の音響によつて生ずるものが第二次とされよう。

斯かる發達は既に歐州の青銅器時代の遺物に多く見る所であつて既に身體の裝飾品として作成せられてゐるものであるが所謂「鈴」として音響を求むる要旨は互に共の存在を知らし或は危險を防ぐ等の必要から生じたものであらう。されば斯かるものゝ發達は一定不變の居住民の創案とするよりも、草地から草地へと遊牧するものゝ必要具とし、而かも互に所有する動物等の自他の所有を明示する方法として特に動物等に多く附されたものであ

ることを語るものである。

扨て一方空洞的器具の發達は前二者のものとは若干共の手法を異にする所があるであらう空洞器具の發達は全く共の起原を果實共他のものによつて暗示を得たものなりとすること は未だ共の器形より類推するものに比して充分なる解釋とは云ひ難い。石器銅器鐵器の文化的三階段は吾人の首肯する所とすれば銅器の發達は石器に次ぐものとし茲に金屬の發達は音響を求むるものゝないことは云ふまでもない。如何にして空洞器の想案を求むるに至つたかは勿論吾人の假定に過ぎないが、先づ最初凹形に金屬板を製作し共の內部頂點から垂下する「舌」を垂下して器體の振動につれて舌の金屬器に觸れ音響を發するに至つたもの即ち原始的鎗の如きものから立脚したものとされよう所謂「Bell」型と見るべき一船の器具鐘、鐸、馬鐸の如き下底なくして音響を發するものは凡て此の第一次的に包括さるゝものと云へる。斯かる第一式に於ける舌の裝置は破損し易く下底をふさぎこれに遊離物質を嵌入する時は最も合理的の音響を發し得べく、されば第一式のものを云ふまでもない、この兩者中央の結合部の帶狀を「紐」或は「カシラオ」と呼ばるゝ本例二個合せ中央部にて連綴し、所謂「鈴口」を設くる時は音響の良好なるものを得ることは發見のもの三條の紐あるものである鈴器として第二次の發達は斯くして認められよう。

長門國大津郡東深川糠塚に就て（下）

利器類としては刀劍類を主要とする此地發見のもの多くは斷缺となり定形のものゝないことは前述せる發掘狀態に據るものである、頭推又は圭頭のものを發見し前者は二個出されてゐるが、共外倒卵形の鐔（三個）柄頭の切羽、同じく鵲目金具柄の線鞘に附屬する責足等の金具刀柄殘缺等である此等の中にて刀柄は金銅張りであつて、それに紋樣が「タガネ」で彫られてゐる。此等の紋樣は兩面異にし渦紋S字形の兩頭卷鬚せるもの或は波頭の樣な曲線的のものであつて紋樣としては堅實さを失つてゐるものもあるが、尙ほ一方九州地方に散在する裝飾古墳の紋樣或は古墳關係遺物と脈絡を窺はれる。斯かる兩面異なる手法のものは比較的珍らしく意匠の自由な處を示して興味が深い、斯かる紋樣の彫刻は柄金物を心木にかけたる後に文樣を刻り込んでゆくものであつて、刻り込んでから篏めるものでないことは此の金物の離脫した心木には金具の紋樣と同一のものが痕されてゐることによつて證據立てられる。此等の手法にほゞ類似するものゝ一二を擧げて見ると、信濃國下伊那郡大島村（下伊那の先史及原史時代所載）陸奥國白川郡船田村（集古十種所載）の如く後者は頭推のものである、頭推や圭頭のもの、發見は關東及東北に比較的多く以西には僅少の發見例を見るに正まつてゐる。九州地方には從來共例を聞くものがなかつたが、肥前國某地丸塚（橫穴式石室）から次の遺物と共に頭推が發見せられてゐる即ち、鐵製鍬先、金環、曲玉切子玉、管玉、青磁器（金蒲堂の刻銘あり）のものがあつた。この磁器の供存は頗る興味あるものであつて墳墓築營に際し副葬されしものと

する時に於ては吾が古墳築造の下限を示すものとして假へ西墺の一地方にせよ古代文化圈を知る好資料と云ふべきものである、されど未だ共の調査に接せざる今日みだりに吾人の容喙すべきものでないが、從來往々にして此種遺物の共存あるものあつて多くは後世の混入として解釋されしものに對し重要なる研究資料とすべきものであらう。鐵斧は二個あり一は長三寸强、木は挿込みとなり、及部兩肩の張つたもの他は長さ五寸五分本の挿込は左右から卷かれてゐる舌狀からなつてゐる。尙ほ鐵製であつて下部を缺失するから全形を知り難いが幅一寸五分、厚七分を有し上部圭形をなした長さ二寸弱のものがある如何なる用具に屬するかは不明であるがこれに類する形質のものを嘗て河內國中河內郡南高安村大字恩智字馬田と稱する古墳から發見されてゐる。

砥石一個あり枯板岩製の長六寸五分幅中央にて一寸兩端一寸五分厚み中央にて八分あり。銅針一個は長さ一寸七分徑七厘のもの尖端は扁平となつてゐる。斯樣な扁平尖端を有することは注意すべきものであつて普通針縫するものとは異なる用器と推定され、管玉又穿孔に使用するものは尖端皆扁平となり、回轉しつゝ打ちこんで通孔するものであることなどから類推しても共も使用の特殊なものに屬することが知れる裝飾類としては貝輪、小鏡等を見る貝輪は內徑二寸四分を有し幅六分五厘ありイモ貝を橫斷せるものであつて弘津氏踏査の際、多量骨片の中から篏入せる儘なるを採集されたものである、貝輪の腕に篏められた儘の發見例は本邦石器時代遺跡から多く出土されてゐることは既に周知のことであらうされど古墳發見例としては餘り多くなく、肥後國八代郡日奈久町田川內古墳發見人骨の上膊骨に五個を篏めるもの或は豐前國京都郡泉村たる竹並古墳發見例など著例とすべきもの

である斯の如きものは全く腕輪として使用されたことの明なるものである。

小鏡は（大津中學校保存）徑一寸三分稍々「ソリ」を有し、中央に經三分弱の圓紐あるのみで紋様等なく周緣は「カマボコ」型の斷面を有するものである、質は銅製であるが青錆甚しく而かも形狀は正圓とは稱し難い程に歪んでゐる、斯かる節粗な鏡鑑は從來その發見を多く見ないものであつて元より仿製の粗鏡と見るべきものであらう、かゝる鏡鑑の發見は地方、木地築營墳墓の相對期を想定せしむる興趣ある資料と考へられる。

鉢形銅器と覺しきもの、一小破片が出土してゐる現存部は周緣部約四寸の殘缺に過ぎないので其の器形を復原し得られないが、內徑七、八寸位のものと推想される而して上緣の內面に徑四分の圓形鏤が約二寸五分の距離を置いて二個打たれてゐる發掘直後に於て弘津氏の實見せるものに此の銅鉢形のものに獸脚があつたとされてゐる。

以上は本地古墳發見遺物の大要に就いて略述したものである。再三繰り返して云如く其の發掘狀態が無秩序になされたのであるか遺物は必ずしも上記のものと限定することは出來ない。されど多くの散逸を防ぎ、ほゞ主要なるものを保管し得られたることは一に弘津史文氏の努力を謝する次第である、尙ほ多くの人骨が發掘され完全なる頭蓋も少からずあつて弘津氏の力により二個これを保留することが出來、而かも其の頭蓋骨は古代人骨測定資料として吾人の探訪に際して前記小學校の好意によつて京都帝國大學の清野謙次博士の手に計測を委囑することが出來た近き將來に其の發表に接するの日此の特殊な古墳の考古學的遺物に對し人類學的想定の下されるものがあるであらう。

本古墳の所在は日本海に面する本州の最南端に位し、而かも古墳の外形が假令地形的殘壘にせよ著しく前方後圓墳に相似するものありてこれに配するに數階段をなす墓穴を有し內容遺物は前述した樣に特殊なものを含み就中銅製壺鐙、頭推大刀等の發見は遺物分布上興味あり、共他共存遺物のそれ〴〵は本邦古墳墓築成の大より見て共の副葬遺物の指示するものは何うしても共の下限を示してゐるものであることを茲に想定し得るものである、只だ遺憾とすべきは斯かる特殊なる十數の墓穴が盜掘に非らずして掘り返さる、に當つて何等これに對する手段を講ぜられなかつたことを今更ら惜しむものである。

第拾壹圖版

頭推大刀柄斷片 三

同　大刀斷片　三

同　大刀斷片　三

發見地　長門國大津郡深川村字東深川小字糠塚

發見年代　大正十四年一月——八月

所有者　所在地　東京　帝室博物館

第拾圖版の記事參照

第拾貳圖版

金銅製鐸　三

同　金銅製鐸　三

發見地　長門國大津郡深川村字東深川小字糠塚

發見年代　大正十四年一月——八月

所有者　所在地　東京帝室博物館

第拾圖版の記事參照

圖版は實物の大きさなり。

第拾參圖版

銅製壺鐙側面　二　總高五寸五分

同

同上內面　三

發見地　長門國大津郡深川村字東深川小字糠塚

發見年代　大正十四年一月——八月

所有者　所在地　東京帝室博物館

第拾圖版の記事參照

第拾四圖版

金銅製鐔及附屬品　六

同

銅製壺鐙　元　總高六寸

發見地　長門國大津郡深川村字東深川小字糠塚

發見年代　大正十四年一月——八月

所有者　所在地　東京帝室博物館

第拾圖版の記事參照

圖版寫眞は實物の大きさなり。

第拾五圖版

銅　鈴（側面）三〇　總高四寸五分

同

銅　鈴（正面）三一

發見地　長門國大津郡深川村字東深川小字塚塚

發見年代　大正十四年一月——八月

所有者　所在地　東京帝室博物館

第拾圖版の記事參照

第拾六圖版

貝　輪　三　直徑內寸二寸二分

發見地　長門國大津郡深川村字東深川小字塚塚

發見年代　大正十四年一月——八月

所有者　所在地　東京帝室博物館

芋貝を横斷せるものにして第拾圖版の記事參照

同

銅　釧　三

發見地　周防國都濃郡德山町字遠石

發見年代　大正十四年

所有者　所在地　著　者

遠石の町有林から直徑三寸五分の外面に蛇腹の如きギザ〳〵あるものを發見し伴出遺物として銅環、提瓶等を併出せり此の古墳は一小圓墳にして石槨を有せしものなるも何れの時代かに取りさられて今は無し。

此の種の形式を有する釧にて黄金を以て作られしもの朝鮮慶州の古墳より發見せらる。

第拾七圖版

雲珠　壹
鏡板　壹

發見地　周防國吉敷郡山口市字上宇野令小字白石茶臼山

發見年代　明治二十三年十二月

所有者　所在地　山口市　阿川重郎氏

何れも馬具の一部にして此の種のものは周防國熊毛郡城南村の古墳よりも發見せられし事あり前記茶臼山古墳につきては左の記事を考古學雑誌第十八卷五號に發表せし事あり。こゝに再記して參考に資す。

圖版は實物の大きさなり。

茶臼山古墳

周防國吉敷郡山口市字上宇野令小字白石茶臼山の古墳は明治二十三年十二月下旬より開墾せられたるものにして九個の陪塚を有せし珍らしき圓墳である其當時に近藤清石氏手記せ

られしものあり、また同地の阿川重郎氏はその發見品の全部を珍藏されて居る。

茶臼山塚穴之記。（近藤清石手記）

明治二十三年十二月下旬所有地なる茶臼山の開墾に着手せり、翌二十四年二月十五日頂上の土中より塚穴を發見せり、依つて近藤清石並に平野雄也兩氏の鑑定を求め穴内を掘りたれば鐵鏃、陶器、鏡板、雲珠、等の如き諸品を得たり、最初塚内は殆んど粉土を以て共過半を埋めり、掘出たる諸品及び小扁平なる枯骨の一片は共穴内地盤に接して共入口の右側に見出せり而して共諸品は小さき小石數個の上に載せられたり。

共穴内粉土の過半を埋沒せしは思ふに數百年間石垣の組み目より地震又は共頂上に繁茂せし樹木の風勢に於ける動搖等の爲め漸々漏れ落ちたるものと見ゆ。

往古埋葬の時は塚穴中央の地位に殯棺を置き共前面即ち入口の内に祭器又は所有品の重なる物品を供へたるのみにして更に盛り土なきと推知せらる。穴内地盤の所には掘出したる諸品の所在のみに限らず全體押し竝べて川石の小なるものを以て殆んど敷詰めありたり。銅銅は塚穴の外面石垣に接して中央に當る所の東南の方位にて土中より見出せり思ふに築塚の當時は柄のある儘埋めしものならむ。鉾の柄共嵌入部に僅かに朽ち遺るを見る、（鉾著者は鐵釘と見る）は塚穴外共南に當る所の陪塚中の最も丁寧なる石棺中にあり、棺中は人體を朱にて塡めたるものを埋葬したるものと見えて枯骨の全體を存在せり、而して共骨格の全體を存在せり而して共骨格は男子にして頭蓋骨の下部に此小鐵片を見出せり。依つて見れば當時男共頭髪を束する爲めに笄を用ひしと推知せらる。塚穴外の周圍に陪したる塚は都合九ヶ所ありしが何れも小溝の如き組立にして精粗一樣ならず就中此の笄ありし朱

塡のもの精制なりし共他朱塡に隣したる棺中には枯骨の數片と一の小砥石を存せり、共の他の棺中には粉土の充滿せしのみなり。

土器破片（埴）は塚穴外全山諸所土中より堀出せり。

儲て此塚は何人を祭りしものなるかは未だ知るに由なしと雖も發見せし所の諸品を以て推せば何れも一千年以前のものならんとの說多し又共人の身分如何と云ふに夫れとても確かならざれども品位ある人には相違なかるべし、或は曰く往古吉敷の國造にはあらざるかと或は曰く稻置ならんと稻置にしては共構造少しく丁寧に過ぐるが如しと揭げて世間の高示を待つ。

開墾の中頃より土方人夫の云ふ所によれば山上土質の天然にあらざる所多しと、果して此塚穴の堀出より想像せば茶臼山の三分一强は人造山にして塚穴の爲めに築造せられしものと見ゆ。

或人曰ふ本邦茶臼山と名稱する山の多分は王侯貴人の墳墓の地なりと果して然るや否や近來古來の俗言に傳來する事もありやと心掛けしに格別古老の口に傳來せしものなもと雖も此小山は古來小百姓の長く所有せしものにあらず轉々數人の手に涉り以前高杉氏の所有に歸して此山には地底に茶瓶あり、金銀を入れ埋沒したりと又此山上に小石の古塚ありしが之れに觸る、ときは或は祟りあるなど唱へ居たり。塚穴竝に陪塚中にありし枯骨數片は之れを曲ヶ物の内に納めて山上の別地に移し供養を終へ更に鎭守となして茶臼山靈社と稱し毎年二月十五日を以て祭日と定めたり。塚穴は共儘保存の爲め更に周圍に芝草を附し外面に修繕を加へたり明治二十六年の始めに當りて疊み石内部に傾きを來したるのみならず全

體に傾斜の模様あり、子女の怪我あらん事を慮り遺憾ながら共取り毀ちに着手せり、時に同年四月十五日なり、共石材殆んど十坪餘にして可なりの巨石あり當時修繕の「せつ」もありたれども共組み直しに付てはこんせつを色々想像せしより遂に共事を止めたり又共石材は人の所望に依り悉皆譲り渡せり共舊跡は更に芝草を以て之を表示し常に子女家庭の遊場と爲し春秋の如きは内輪遊樂食事場にあつることゝせり。

茶臼山古墳結び

先きに記せし如く本古墳は圓墳にて明治二十四年二月十五日發堀せられたるものにて高十五尺石槨あり羨道と玄室は區別され底部敷には小石を以てして共羨門（入口）は西方に向ひ玄室長九尺五寸奥壁の幅六尺玄室高八尺には室内より陶質の（1）高坏高四寸口徑三寸五分（3）甕高七寸七分口徑四寸（4）室高四寸六分口徑四寸、埴質の坩高三寸、口徑二寸六分のものにて前記茶臼山塚穴記近藤氏の第三號圖共一に記するところは「（1）陶質の壺（祝部）周圍一尺二寸高七寸三分口徑四寸三分、口の周圍二尺一寸五分外波押形あり。咽に二筋あり内總體青海波押形（2）周圍上八寸八分中六寸五分下六寸中央直徑六分周圍一尺三寸口徑三寸三分高四寸二分（3）穴三つ竪一寸七分幅二分下周り九寸三分「ホタリ」周回一尺一寸八分、口徑二寸六分竪三寸周一尺五寸四分口徑四寸七分、坩周一尺四寸五分口徑五寸周一尺六寸蓋付竪一寸七分口徑五寸周一尺六寸蓋付竪一寸七分口徑四寸九分周一尺五寸八分、坩周一尺五寸口徑四寸三分竪一寸八分」以上燒物である雲珠は鍍金製で四個あつたものである（1）縦二寸二分幅二寸（2）縦一寸五分横二寸（3）縦五分横五分（4）縦三分横五分である、管玉長七分（黒色）長六分（青色）「著者はこれ等の管玉は碧玉岩製ならんと想像す外小さき釘を有する金具片、鏡板斷片一寸一寸五分——一寸一分——九分等のもの轡は甚だしく損じて居る附屬の鏡板は鍍金製にて縦三寸横二寸六分である、鐵鏃は長三寸—二寸八分——二寸五分等であるその形式に二様あるものゝ如くその多くは斷片である銅鉾は長七寸三分重量七十五匁で石槨の外側東方で中央に近き所の土中から發見したものである此の鉾は築塚の當時は柄ある儘埋めしものらしく鉾の柄共嵌入部に僅かに朽ちのこるを見る。つぎに茶臼山古墳主塚の南側にある陪塚中に近藤氏の斧と稱せらるゝ鐵製の長五寸幅三寸先き少しくまがりたるものなれどもこれは木棺に用ゐられし鐵釘と思はるゝものにて斧とは思はれずまたその竝びしものよりは骨片と小砥石あり其他のものよりは一つも遺物を發見せられざりし如し唯粉土を充滿せしものにて東南方に一個南方に一個西南方に一個西北方に三個北方に二個東北方に一個の合計九個の陪塚を有せり、また共の古墳の盛土中より堀出されしものゝ如し。

本墳は一つの古鏡を發見するに至らざりしものなれども銅鉾を古墳より發見せし事は防長兩國に於ては近年長門國豐浦郡安岡町大字富任字梶栗濱より三鈕鏡（直徑三寸）と銅劍を石槨内部より發見せられたる事あるのみにして本古墳の如きは石槨の外に於て發見せられその石槨内部よりは普通古墳より發見せらるゝ如き陶器、馬具、玉類、鐵鏃等を發見せられたる事は銅鉾研究上の一大資料となすべきものなるべくまたこの銅鉾はその形狀古墳より發見せらるゝ鐵鉾とほとんど同形式にて唯その質を銅に變へしのみなる如きは銅鉾としてその年代の新らしく古墳築造時代にもかゝる銅鉾を用ゐしものと考察さるゝものなるべし。

第拾八圖版

切子玉　三六
練玉　三七
發見地　周防國熊毛郡城南村大字宿井小字後井
發見年代　明治四十四年
所有者　所在地
著者

圖版寫眞は實物の大さなり。

周防國熊毛郡城南村大字宿井小字後井（寺山と稱す）

圓墳

此の古墳は古く蓋石を取りて內部は土砂を以て埋れ居たるものにして明治四十四年の發掘である拙著周防國熊毛郡上代遺蹟遺物發見地調査報告書參照石槨入口は東南に向つて作られ羨道長さ十四尺幅三尺高さ四尺玄室長さ十二尺奥壁幅八尺高さ六尺である。

玉類は玄室右側によりて多數發見せられしものにて銀環なども混入せり今その玉の種類を

記せばまづ左側高坏三個の發見に近く練玉多數發見せられてその中に純銀製の環が三個あつた、縦徑九分横徑七分で小さい銀線で作つたものである、玉類としては曲玉二個（甲）は碧玉岩製で頭より尾まで一寸中央斷面徑四分の厚板形である孔は漏斗形で（フ）の字形をして居る（乙）は玻璃製で水色の美くしいもので頭より尾まで六分中央斷面徑三分背太の形孔は管形であつて（ノ）の字形である、此の方の分玄室の奥壁に近い所から發見せられたものである、小玉類では玻璃製十數個、滑石製臼玉二十數個、練玉四百數十個でこの練製は黝黒色のもので二個又は三個連續したものがあつた此の種の玉の製作方法を知る參考資料となるものである。

また一古墳からかくの如く多數の練玉を發見した事も珍とすべきである。

切子玉八個これは水晶で作られた六角形のものである、縦六分孔は漏斗形であつた。

第拾九圖版

金　環　弐

發見地　周防國田布施町大字波野字御藏戸小字キツネビラ

發見年代　明治四十四年七月七日

所有者　所在地

著　者

周防國熊毛郡上代遺蹟遺物發見地調査報告書二九ページ參照。

石槨中央部より發見せしものにして中間空筒のものである、横徑一寸二分縱一寸。

同銀　環　弐

發見地　周防國熊毛郡城南村大字宿井小字後井

發見年代　明治四十四年

所有者　所在地

著　者

第拾八圖版の記事參照

石槨内部にて發見せられし純銀製のものなり。

同銅　環　弐

此の銅環は第拾九圖版の金環と同古墳より發見せられたるものなり。

共二、環　類　弐

古墳より發見せられし環にしていづれも周防國熊毛郡城南村附近より發見せられしものなり。

第貳拾圖版　其一

硬玉曲玉　一、四〇
滑石臼玉　二、四〇
碧玉管玉　三、四〇
硝石小玉　七、四〇
銀　環　八、四〇

發見地　周防國佐波郡防府町桑山
發見年代　天明五年
所有者　所在地
著　者

此の玉類はもと周防國熊毛郡の人にて代々醫業で知られてゐた星出氏の祖先が珍藏してゐられたもので、その種類は硬玉（翡翠）の大曲玉を始めとし管玉、臼玉、丸玉、小玉銀環である同家の記錄によるとその發見せられた地は佐波郡防府町桑山來目皇子殯陵で天明五年發見きれたものとしてある、かつて同年毛利重就公が小亭を建てるためこの地を開拓して種々の古器を掘出したすなはちこの玉はそのときのものであるらしい。

此の內曲玉は近頃朝鮮慶州の新羅時代の古墳より發見せらるゝものとその手法と石質を同じうするものにて上代史研究上の一大資料と言はねばならぬ。

來目皇子は日本書記によると、

推古天皇十一年春二月發酉朔丙子征新羅大將軍來目皇子薨於築紫遣土師連猪手令掌殯于周芳婆婆故猪手連之孫曰婆連其是之孫也

とある來目皇子の御殯葬地なるべく來目は粂にして後世粂は桑字形相似たるより桑山は粂山の誤りしかと考ふものなりと云ふ。

先きに記せし如く朝鮮慶州の新羅時代の古墳より發見せらるゝものと同樣なる曲玉を此の殯陵より發見せられしとせば日本書記に記せし事を實物にて證明なさしむる好資料と云ふべきものである。

防長漢式鏡の研究四參照

其二

曲玉　碧玉岩製　四一
發見地　周防國熊毛郡城南村字宿井小字後井
發見年代　明治四十四年
所有者　所在地

著　者

第拾八圖版の記事參照

共二

曲玉　硬玉製　四
棗玉　琥珀製　四
丸玉　硝子製　四
棗玉　埋木製　四

寫眞右側の分

發見地　周防國熊毛郡田布施町大字大波野字ッボソ天王山

發見年代　大正六年四月十日

所有者　所在地

著　者

此の古墳發見の玉類では曲玉二個内一個は碧玉岩製で一個は硬玉製である（一）は頭より尾までの長さ一寸中央厚さ四分孔は漏斗形（二）は頭より尾までの長さ九分中央厚さ四分

背太り形で孔は漏斗形、練玉數個長さ一分直徑一分孔は管形である玻璃玉一個水色の美くしいものである長さ三分直徑二分孔は管形である棗玉二個内一個は琥珀製のもので長さ一寸直徑二分孔は管形である（二）は埋木製で長さ五分直徑二分五厘孔は漏斗形である。

周防國熊毛郡上代遺蹟遺物發見地調査報告三十四ページ參照

共二

棗玉　埋木製　四

寫眞左側の分

發見地　周防國熊毛郡田布施町大字波野字御藏戸小字力善

發見年代　明治四十四年七月

所有者　所在地

著　者

此の玉類を發見せられし古墳はその石槨全長十八尺奥壁幅六尺高さ六尺の圓墳石槨左側に近き所より管玉一個（滑石製）長八分横徑二分五厘徑三分孔は管形、棗玉一個埋木製で長さ八分横徑五分孔は管形のものを發見した周防國熊毛郡上代遺蹟遺物發見地調査報告三十ページ參照。

第貳拾壹圖版　其一

曲玉　碧玉岩製　四
管玉　同　四
曲玉　瑪瑙製　四
曲玉　同　四
曲玉　同　四

發見地　長門國阿武郡大井村字圓光寺
發見年代　昭和四年九月
所有者　所在地　大井村役場

此の遺物を發見せられたる古墳は昭和四年度同地方に鐵道工事中發見せられしものにしてその構造は石槨を有する方約十尺位の組合式の縦穴式石槨にて上部（天井）の石は古く破壊せられて古墳の上には近頃まで民家があつた程である發見遺物は曲玉四個管玉一個鐵鏃約五十本、銅環二個刀斷片、土器（陶）破片（坏最も多し）狛劍柄頭三個であるその形式は環中に鳥の苜を現はしたものである鳳環と稱するものなるべく此の柄頭と同様なるもの

は明治四十年頃周防國熊毛郡室積町の一圓墳より一個發見せられし事ありまたこの柄頭と同樣にて環中に鳥の無き古るき形式のものは周防國都濃郡富田町竹嶋の古墳より漢式鏡と伴出せし事あり近頃大津郡正明市附近（第拾圖版）よりは頭槌太刀圭頭太刀等を發掘せられまた狛劍柄頭は朝鮮より多數發見せられし例あり今回また〳〵かゝる珍らしき遺物を發見されしは長門國の上古研究上大なる參考資料といふべきである遺物は同地役場に保存せられて居た。

共二

狛劍柄頭　四

發見地　長門國阿武郡大井村字圓光寺
發見年代　昭和四年九月
所有者　所在地　大井村役場

此の柄頭は金銅製にして上代長門文化を明らかにするに充分なる資料と言ふべく同一古墳より三個の柄頭を發見せられたる例は中國にはその例一、二に過ぎざるべし。

圖版寫眞は實物の大さなり。

第貳拾貳圖版

銅鏃　其一　圓

發見地　周防國佐波郡西浦村女山

發見年代　明治年間

所有者　所在地　佐波郡中之關町嚴島神社

此の銅鏃は（防長漢式鏡の研究㈡）直徑四寸二分の漢式鏡に伴出せしものにして嚴島神社の所藏なり、圖版寫眞は實物の大さなり。

同銅　鏃　其二　圓　長二寸五分

發見地　周防國玖珂郡柳井町大字水口茶臼山第二百五番山林

發見年代　明治二十五年二月四日

所有者　所在地

山口縣立大典記念教育博物館

此の銅鏃は日本全國にその例を知られざる最大の漢式鏡を發見したる古墳より發見せられしものにしてその墳形は前方後圓なり發見當時鑑定委員として調査せられし故平野雄也氏の所藏品なりしも同氏の遺愛品全部は山口博物館の有となりしものにしてその內に此の大銅鏃あるを知り種々同氏の記るされし書類を調査中に明らかに柳井水口古墳より出でし事を記せるものを著者は發見せり。

圖版寫眞は實物の大さなり。

防長漢式鏡の研究參照

第貳拾參圖版

銅鏃　共一　㊀長一寸八分——一寸九分

發見地

周防國都濃郡富田町竹島御家老屋敷

發見年代

明治二十一年二月十二日

所有者　所在地

都濃郡富田町藤井六郎氏

此の古墳よりは古鏡三面銅鏃二十六本斧頭刀劍殘缺等を發見せり。

防長漢式鏡の研究參照

竹島古墳

此の古墳につきては防長漢式鏡の研究昭和三年八月發行にて詳しく記載せしによりこゝにはそが發堀當時の聞きがきを記すに留むべし。

大正十四年十月廿七日防長新聞

富田町竹島で發見の

支那六朝時代の鏡

發堀者の談話

山口縣立教育博物館史料蒐集委員弘津史文、宇佐川三郎兩氏は明治二十一年二月都濃郡富田竹島から發堀した支那六朝時代の鏡に就て左の樣に語つた。

同鏡は四神四獸鏡と五銖文畫像鏡と神獸鏡の三個であるが其時には尙此三面以外に銅鏃二十六本環頭太刀一本（破損）と太刀二本釿一個が發堀せられたのであるが何れも福川町の藤井六郎氏が所藏してゐる、併し之等の事については何れ不日論文となつて學界に紹介されるであらうから吾々は此際口を控へたい、兎に角下松町の宮ノ洲からも支那六朝時代の鏡が出で現に縣立博物館で保管されており、今又富田町竹島から以上の樣な鏡が發堀された點から考へると、應神天皇の御宇頃の德山附近の文化を窺ふ事が出來吾々のために此考古資料を厚意をもつて見せてくれられた藤井氏に敬意を表すると共に洵に愉快に堪へない殊に其內の畫像鏡は縣下から初めての發見されたものであるから吾々としては大なる儲け物であつた。

尙此の考古資料を發見した富田町竹島の兼重武平氏が之を發見するまでの道程について嘗て語つた處の要點を揚げると次の樣である。

「當時私（兼重武平氏）の內に十五歲になる男子と外に二人の子供があつた、或日彼等は夕食後外出したが間もなく周章てゝ歸り屋內に駈け入り「光るものがあつて怖い」と云ふのでそれは漁火であつたらう、山には蛸は居たいと申したが、隙があれば種々不思議なことを云ふので、私は常にこれを打消してゐた處が遂には八萬圓の金が後山に埋めてあると云ひ始めた餘りに不審なので隣家の周藏と福田に至り同山林の持主藤井氏に申出で又子供

が「神棚に終始おぢいさんとおばあさんが居る」と云つてゐる由をも告げたが藤井氏はそんな事があるものかと云はれたので共儘にしてゐたが隣家の中原平吉が私共が留守になればそつと私の家に來て子供に口走らすのであつた舊正月の元旦に例の平吉が私の方に來て相談するには後の山には八萬圓の金が埋まつてあると云ふではないか一つ堀つて見ようではないかと申し出した私も最初は不諾であつたが何時か平吉に捲き込まれて結局共處から何か出た場合は無條件で私の云ふ通りにすると云ふ契約書を取つて置いを處平吉が二月の或日午勞を搖くと稱して午前六時頃から一人で發堀に着手し日沒前に至り大判が出たと持參したのである私も可笑大判だと思ひ之を受取つて前の契約通り都合三枚箱に詰めて置いて近所の松五郎をして持主藤井考太郎氏を呼びにやつたが藤井氏の返事は「フン」位の事であつたので子供等が刷毛に濱砂を付けて磨いた共翌日藤井氏は警察署長外二、三人同道して之を見磨いたのを見て餘程殘念がつた」云々

以上は大正十四年十月兼重武平翁の著者等に談された古墳發堀當時の實談である。

共二　甲

巴形銅器　直徑一寸八分五厘
　　中央高　三分五厘

發見地　周防國熊毛郡佐賀村大字佐賀小字森ノ下白鳥神社々地

發見年代　寛延二年十一月

所有者　所在地　佐賀村白鳥神社

此の古墳は大正二年三月著者の調査したものである防長兩國に於ける前方後圓墳の最大のものである、全山葺石を以て葺いてある倍塚をも存じて居り濠の痕跡もある前方部を北に向はしめて居り前方部の高さ四間五尺後圓部六間前方部東西長さ三十七間南北全長五十五間である。

寛延二年十一月社殿改築の節共後圓部を堀鑿し社殿の敷地を擴めし際古鏡二面（防長漢式鏡研究參照）直徑五寸八分と四寸四分のもの碧玉岩製管玉十二個、鐵器斷片、直力斧頭、巴形銅器五個（朱を着く）直徑一寸八分五厘中央高三分五厘埴輪圓筒並に埴物破片（馬）（家）朱塊少量、土器破片（陶埴）を發堀せられ同神社に保存せり。

（周防國熊毛郡上代遺蹟遺物發見地調査報告書、昭和二年十月參照）

巴形銅器の發見は防長に於ては周防山口市下宇野令小字赤妻古墳にて發見せられし事あるのみにて他にまだその例を知らず。

第貳拾四圖版

銅　鉾　四八

同上實側圖　四九

發見地

周防國吉敷郡山口市字上宇之令小字白石茶臼山

發見年代

明治二十三年十二月

所有者　所在地

山口市阿川重郎氏

第拾七圖版の記事參照。

古墳石槨外部より異形銅鉾の發堀せられしは祭祀に關係あるものゝ如し（考古學雜誌第十三卷第三號大正十一年十一月五日發行高橋健自先生論說「銅鉾銅劍考」

此の銅鉾長七寸三分重量七十五匁なり。

第貳拾五圖版

銅　鉾　五〇

同上實側圖　五一

發見地

長門國豐浦郡安岡村大字富任字梶栗濱

發見年代

大正二年十一月六日

所有者

東京帝室博物館

此の銅鉾は古墳石槨の內部なり、直徑二寸九分の三鈕細紋鏡と共に發見せられしものにして考古學上銅鉾の年代を漸次判明せしむる資料として貴重なるものと言ふべし（甲）長一尺一寸六分（乙）長七寸八分。

（防長漢式鏡の研究參照）

（銅鉾銅劍の研究高橋健自先生著參照）

實側圖は發見當時のものにて實物と少しく異なれどもそのまゝこゝに載せたり。

防長新聞記事　大正二年十一月

千年前の古墳

目下頻りに工事中なる長州鐵道工事受負人岡山縣淺口郡鴨方村松平敏太（四十）が去る六日朝工夫數名を指揮して長門國豐浦郡安岡村大字富住字梶栗濱なる舊道路を斜に軌道交叉點の西における砂地約三尺の切り下げ工事の進みたる處にて長さ六尺八寸高一尺五寸幅二尺一寸位に自然石を以て包まれたるものを發見し或は古墳ならんとその蓋を明けて檢すれば砂交りの箱の中に青赤く腐蝕せる柄も鍔もなき長さ一尺二寸の古劍と長六寸六分の古劍と更に數個の破片となれる古鏡及び素燒の壺の壞れはたるもの三個と破片二十餘個とを發堀したるが古劍は兩刃の直きものにて刃面の下部に俄かに凹部あり恰も笹の葉の如き形狀をなし考古者の鑑定によれば約千年以前の遺物にして石を以て疊みたるは槨ならんと果して然りとすれば同所附近は歷史上由緒ある所なれば實に考古の好資料といふべし。

第貳拾六圖版

銅鉾　壹
同上實側圖　壹
發見地
長門國豐浦郡神上寺
發見年代
大正十三年六月
所有者　所在地
所有者　神上寺
所在地　山口縣立大典記念教育博物館

大正十三年六月十二日　防長新聞記事

上古の遺物

銅鉾を發見す　（其一）

豐浦山神寺寶藏中に

山口縣立教育博物館史料蒐集委員弘津史文同事務囑託員宇佐川三郎の兩氏は六月三日豐浦郡豐田下村豐浦山神上寺の寶藏を調査中に偶然にも古代人の遺物たる銅鉾を發見された山

口縣下から銅鉾が發見されたことは今回が始めで、それが今日發掘されたものでないにしても世人の氣付かない藏の中に發見してこれを學界に紹介したと云ふ功績は兩氏に歸しなければならぬ、該品は長さ柄共二尺四寸二分幅は廣きところ二寸五分青銅にして古色掬すべく而も殆んど完全に保存されて居る逸品で兩氏はこの貴重な考古資料が徒らに華山の奥山寺に埋藏せらるゝを遺憾とし同寺の住職栗屋默龍師に懇請し共寶物を借受け博物館に持ち歸つたものださうだ。兩氏の語る所によれば我國における古代民族の遺物が土中から發掘せらるゝものゝ中に銅劍、銅鉾及び銅鐸と稱するものがあるが、今以て考古學者の難問題となつて種々論議せられつゝある銅劍、銅鉾は筑紫鉾とも呼ばれて居るものであるが、それは此種の遺物が多く九州地方から發見さるゝからである從來發掘された所としては對馬、壹岐、筑前、筑後、豐前、豐後、肥後、土佐、伊豫、讃岐、阿波、安藝、備前、出雲の諸國であるが山口縣下では長門國豐浦郡安岡村からは大正二年十一月六日銅劍二本が異式の古鏡と共に發掘せられた事があるばかりで共銅劍の一は長一尺一寸二分幅一寸二分他の一は長七寸二分幅七分とのことである、以上所謂筑紫鉾の分布が僅四國、中國九州に限られた九州も共南部に及ばず中國も備前以東に及ばないのは如何なる理由によるであらうか、又これと反對に銅鐸が近畿地方を中心として發見せられ石見安藝、讃岐を共西端としてそれより以西の國々には未だ發見されないと云ふ事實は抑もも何を物語るものであらうか若し銅劍銅鉾は九州北部文化の遺物だとも謂ひ得る然らば我山口縣（防長）の古代文化は如何なるものであつたか共研究は將來における山口縣下の考古學に侍たなければならぬ將た又我山口縣には近畿文化の表徴たる銅鐸が何處にか隱れて存在してゐないか今回銅鉾の發見に伴うて將來に注意すべき興味ある事柄だと語つてゐた。

銅鉾の發見に就て （其二）

既報山口縣立教育博物館史料蒐集委員弘津宇佐川兩氏が豐浦郡豐田下村豐浦山神上寺藏内で發見した銅鉾に關し兩氏は更に山口縣の歷史的に興味あることを語つてゐた鉾に關する我國史の記事と云へば諸冊二尊が天浮橋に立たして天璁鉾を指下して探られたことや後に大國主命が國讓りの際に天孫の先鋒を指下して探られたことや後天孫の先鋒たる不津主神及武甕槌神に自已が天下平定に使用した廣鉾（銅鉾には廣狹鉾の二種がある）を呈して歸順を證すると共に天孫のために國土の平安を祝したことを始めとして降つては人皇十代崇神天皇から人皇十三代成務天皇まで歷代鉾に關する各種の記事があるが特に人皇十四代仲哀天皇に至つて面白い記事が正史に載つてゐる、天皇崩し神功皇后の代て三韓を征服し給ふや復扶く所の矛を以て新羅王の門前に立つて後世の印とせられた、日本書記の記事に「故に共矛今猶新羅の門に樹つて居る」と書いてゐる猶ほ日本書記て武内宿禰に附し海路より穴門に遣して豐浦宮天皇崩御の條にひそかに　天皇の屍を收めて武に殯し无火殯斂をなすとあつて飯田武郷日本紀通釋には「近藤清石云殯陵長門國豐浦郡豐浦村の字侍町の當樂寺の後山の北の峰に在り兆域詳ならず」常樂寺に綸旨あり左の如し。

長門國府常樂寺爲仲哀天皇聖跡異于他靈場之上者爲御祈願所可被抽精誠候由院御氣色所候也仍

執下如件　　親應二年三月五日按察使次福

として當寺長老宛に記されたり「近藤翁山口縣史略には舊趾今の豐浦郡豐浦村極樂寺の後山に在りと註す」又同通釋に先火殯斂は通證に謂賓斂不置燈惶令人不知也といへり矢野玄道云ふ「この殯宮は豐浦社說に豐浦宮の辰己に小山あり天皇の御陵所として今もある是御殯宮の所なりまた宮より五、六里豐浦山といふ山の峰に天皇の御太刀を納めたりと云ふ靈窟ありと云ふ」と出てをる、參謀本部五萬分の一地圖を見ると華山には四ツの峰があるが其最西峰（岡枝村の內）上に「仲哀天皇殯葬所」と記入してある而して其處には石が澤山に積み重ねてあると里人は言つて居る又華山は標高七一三米突の高山で而も日本海と瀨戶內海とを扼して聳立し神上寺の緣起には役の行者が九州の英彥山からこの華山に蟠雲のたなびいて居るを見て此山に靈場を創始したとある畢竟此地方に權威ある山であるが猶而白いことは華山には何時の時代からか分らないが三秘所と云ふ名前が殘つて居たが其何處なるやを知らないことのことで山の頂上に近く大洞窟も二、三あるさうだ、序だが此山には今以て多數の猪の群れをなして棲息し、山を荒して困るさうだから狩獵家の土產話にいたします銅鉾の有る神上寺は華山の東谷間に存在して居る眞言宗の古刹で其山門などは至つて古い建築で燒けたことの無い寺なのださうだ實に閑靜なよい氣持の靈場だ、山陽線小月驛から長門鐵道に乘替（自動車もある）石町驛に下車すると約十數町を行けば到達する、往昔は華山の山上にあつて行者が籠つた修驗場であつたらしい、日本書記通釋中に見える豐浦山とは要するに華山のことで神上寺の山門にも豐浦山と云ふ額が掛つてをる天皇の御大刀を納めたと云ふ傳說地の神上寺には神功皇后が新羅王の門前に立てられた矛と同樣な銅鉾が保存せられてをるとは何と面白いではないか。

學生諸氏の夏休みを利用して三秘所の探險でもするには好適の場所と思はるゝ。

第貳拾七圖版

石棺　壹

1、舟形石棺　全長七尺二寸

2、組合式石棺　全長五尺五寸

發見地　周防國山口市字下字野令小字赤妻古塚

發見年代　(2)明治三十年四月

(1)明治四十一年八月

所有者　所在地　山口縣立大典記念教育博物館

第壹圖版の記事參照

其二　壹

舟形石棺側面

第貳拾八圖版

石棺　弐

發見地　周防國佐波郡右田村字高井小字山寄

發見年代　不詳

所有者　所在地　高井古墳石槨玄室內部に安置さる。

此の石棺につきては考古學雜誌第十二卷第八號(四八)梅原末治先生周防國三田尻附近の石室古墳の論說に詳しく記せられしものあり今はその大さ等を略記するのみとせり此の石棺の形式は家型式の最も整美なるものにして石質は凝灰岩を以てせり身は長六尺一寸三分幅三尺〇六分高は今露出した部分一尺三寸左右各二前後各一の突起あり。

此の石棺は古墳(前方後圓墳)の後圓部にある石槨內部に安置せられあるものにて內部はまだ未調査なり此の附近(第貳圖版—第七圖版)字片山小字山下よりは大正四年頃貴重な資料を發見せられたる事あり。

圖版

其二

上代の繪畫

發見地　長門國豐浦郡彦島町字江の浦小字杉田

發見年代　大正年代

所有者　所在地

現場所

小字杉田の山林中にありしものにして附近の狀態より見れば古墳石室（玄室）の奥壁に彫刻せしものと見るべく石質花崗岩にして長さ四尺三寸幅四尺厚さ一尺七寸上代繪畫なるべく思惟せらる。

第壹圖版

1

埴輪土偶側面

甲　　2　　乙

埴輪土偶　周防赤妻發見

第貳圖版

3

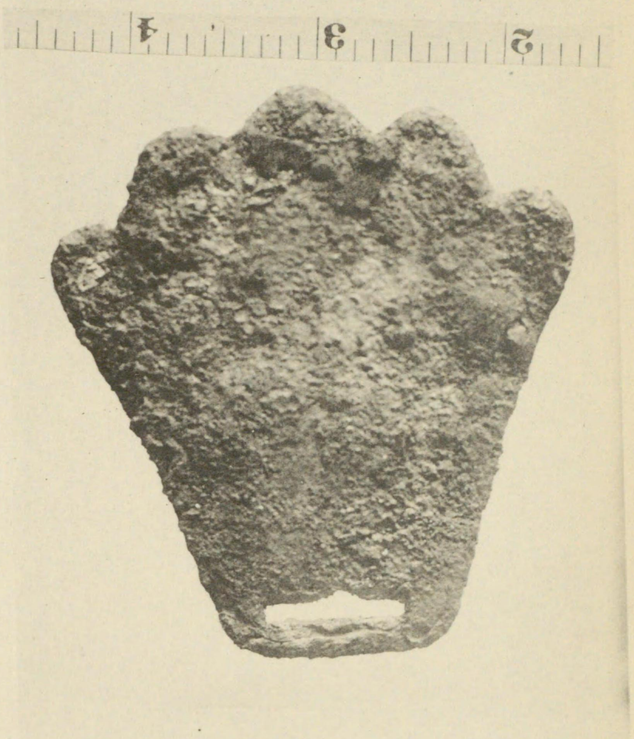

黃

4

表

本 集 共 壹 周 防 右 田 發 見

HARVARD COLLEGE LIBRARY

表

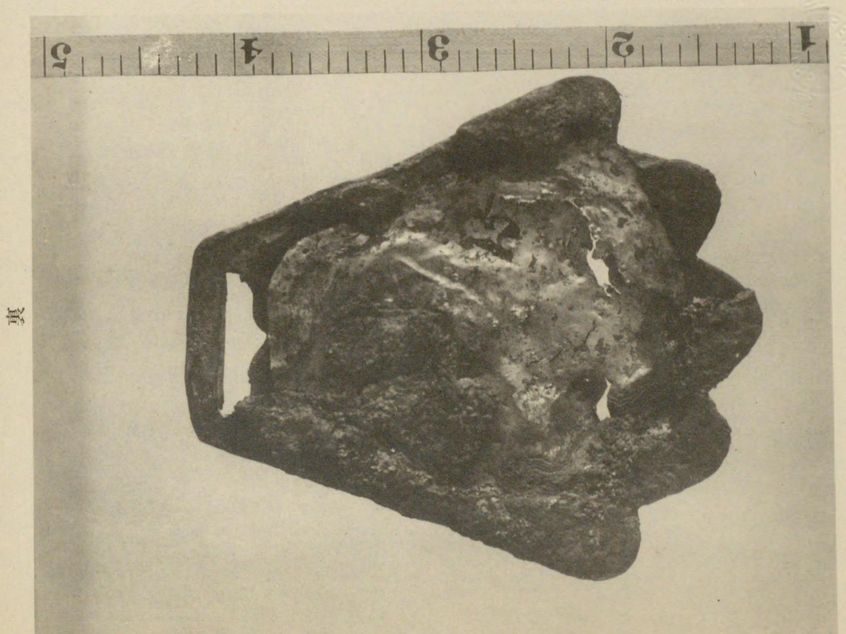

周防右田發見　其貳　葉杏

裏

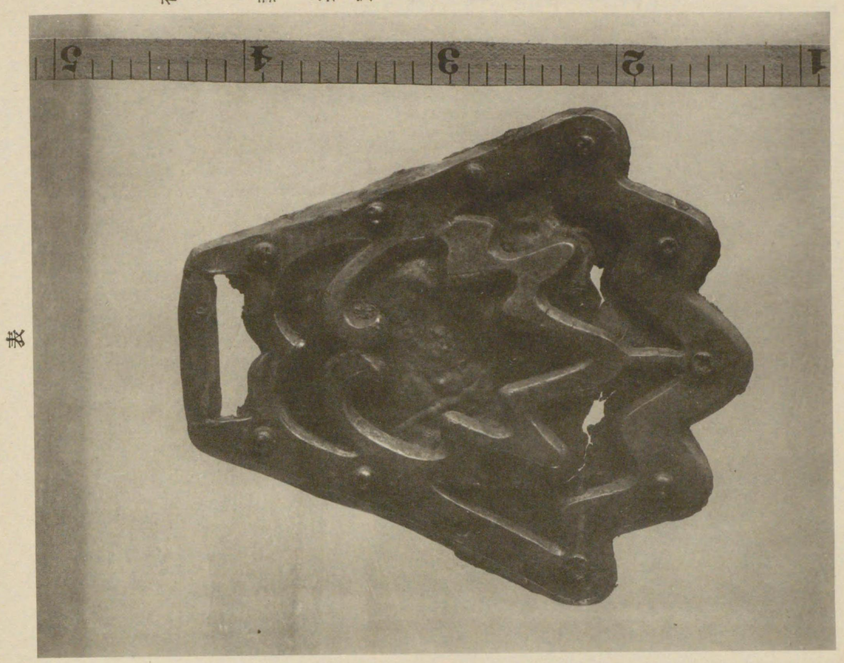

裏

7

表

8

杏葉其參　周防右田發見

第四圖版

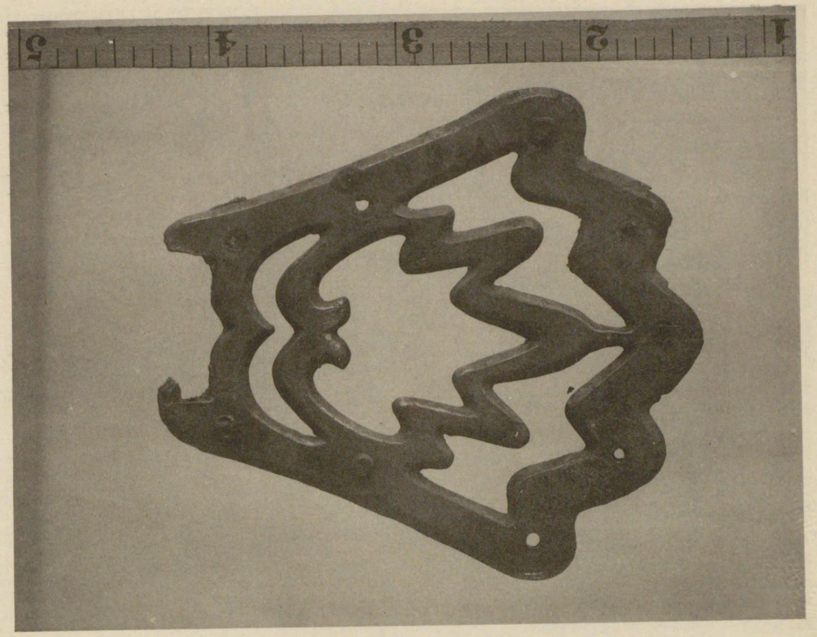

裘

杏葉 其四 周防右田發見

10

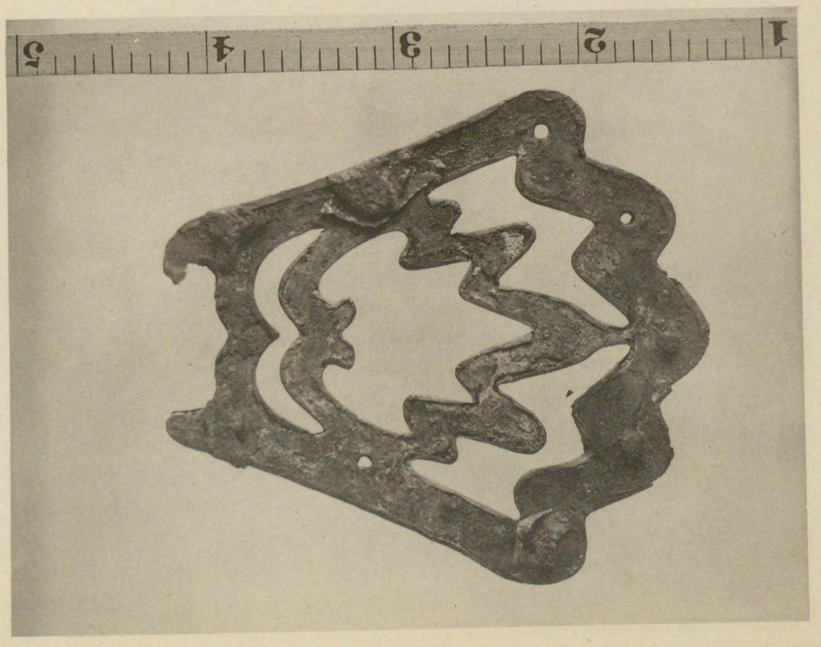

裘

第五圖版

9

第六圖版

11

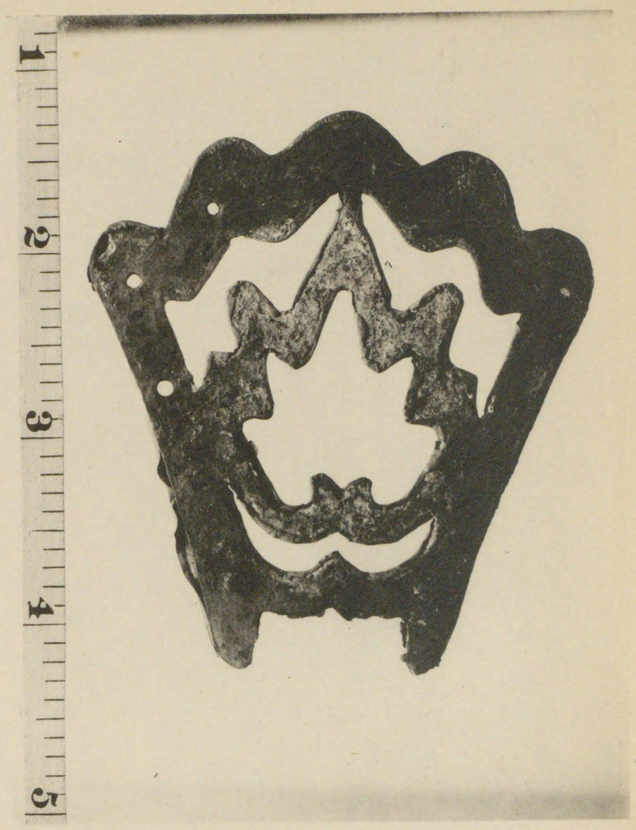

黃

12

表

右 葉 其 五 周防右田發見

第七圖版

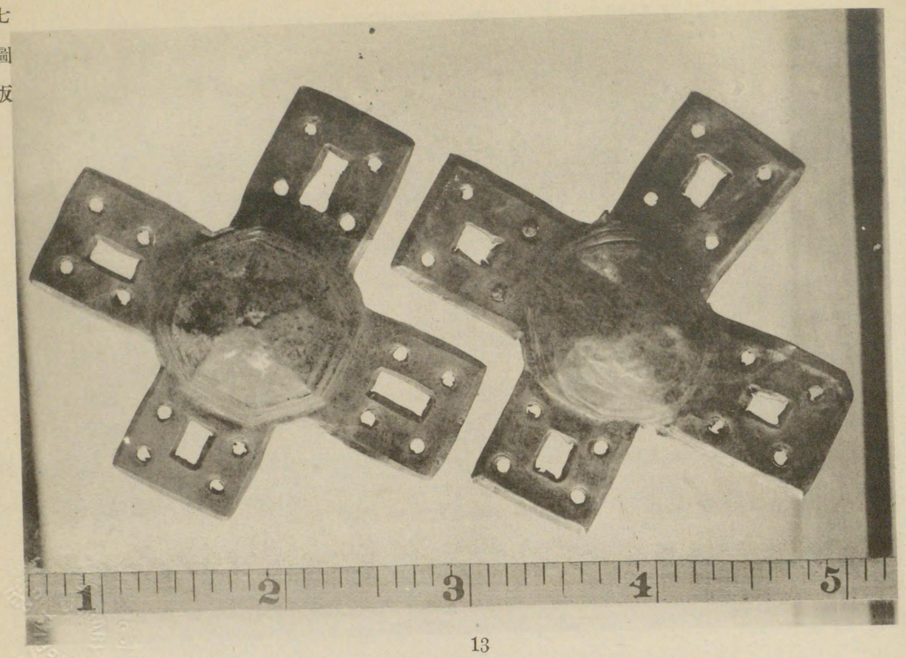

雲珠貳個

周防右田發見

13

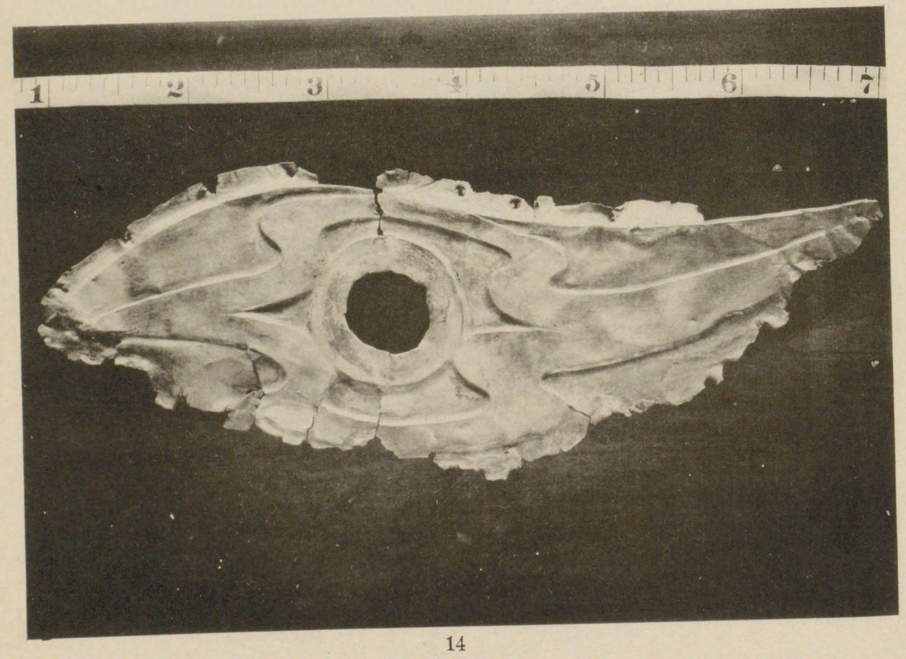

銀製金具

周防右田發見

14

第八圖版

石製馬　周防平川發見

15

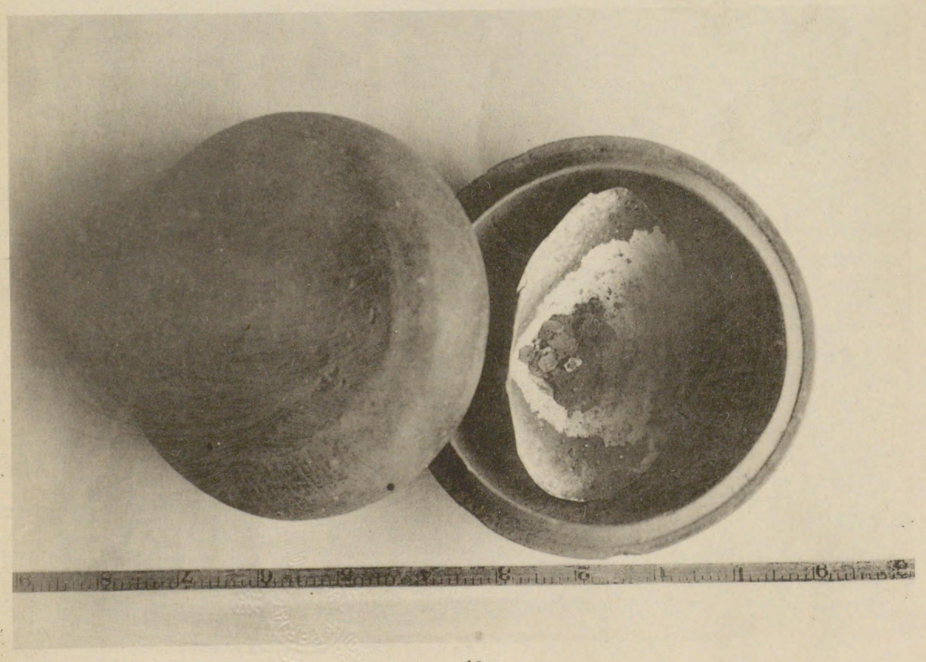

貝殼入　周防宿井發見

16

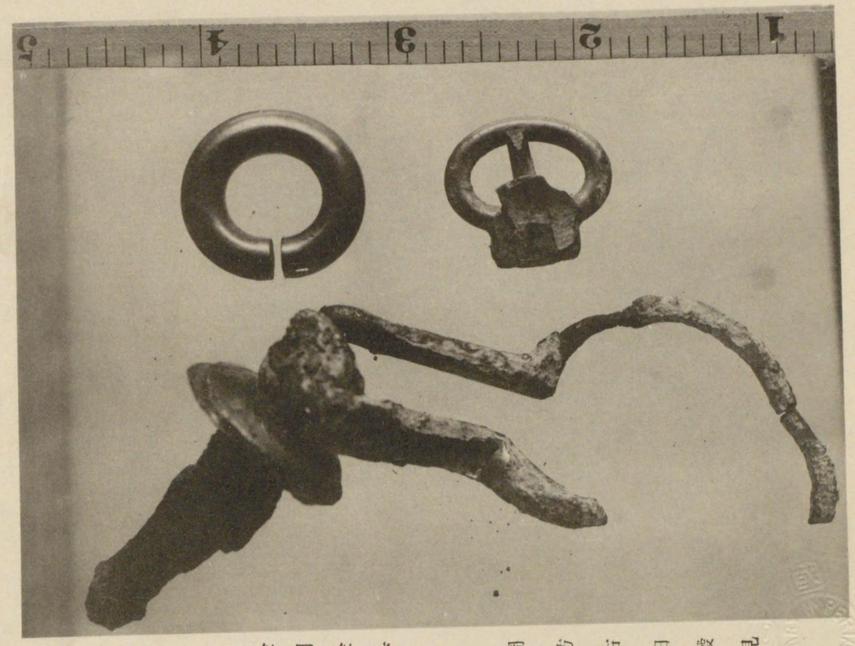

金銅金具　周防右田發見　金鉸　金環

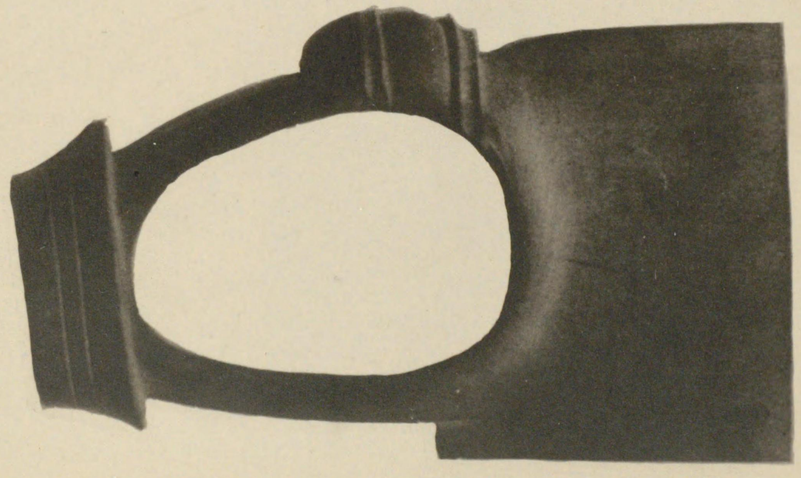

鍬形石　長門西下津發見

第拾圖版

頭椎大刀柄頭

長門深川發見

19

圭頭大刀柄頭

長門深川發見

20

第拾壹圖版

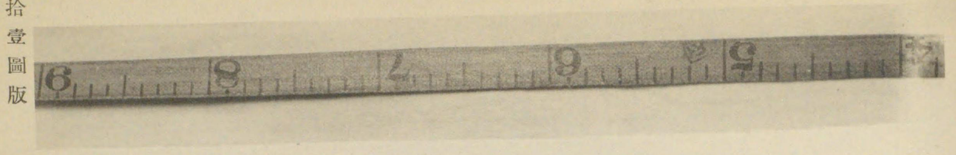

21 頭椎大刀柄斷片

22 大刀斷片

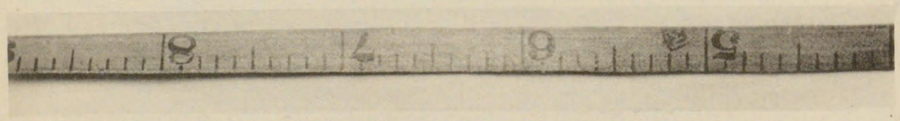

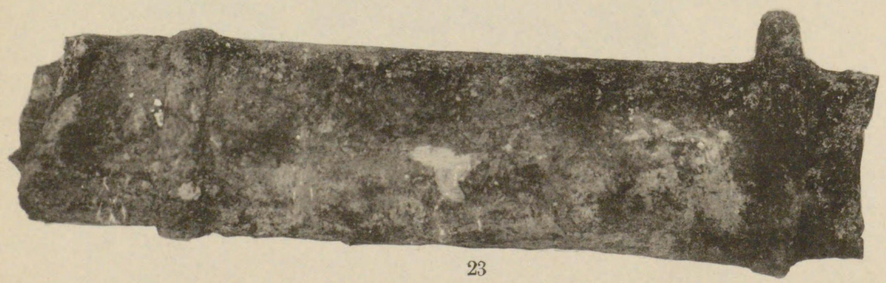

23 長門深川發見大刀斷片

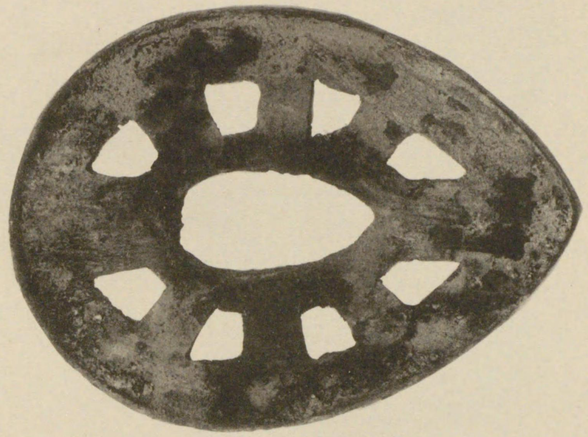

金銅製鐸　長門深川發見

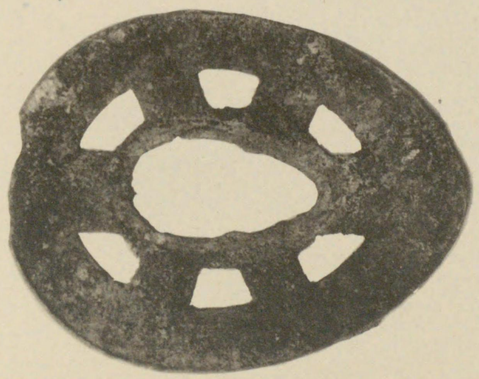

金銅製鐸　長門深川發見

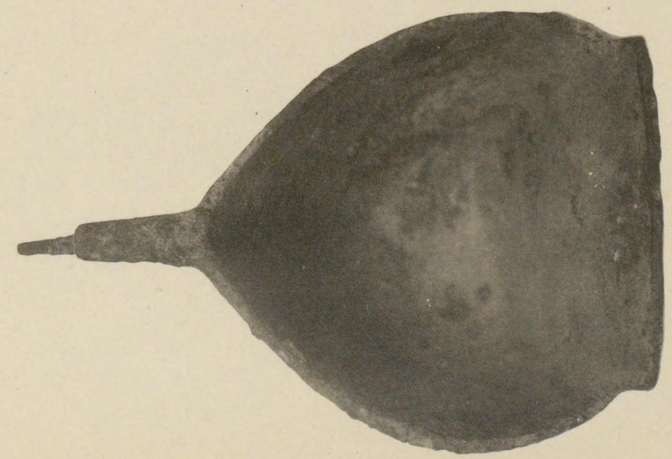

弥谷圖版

26

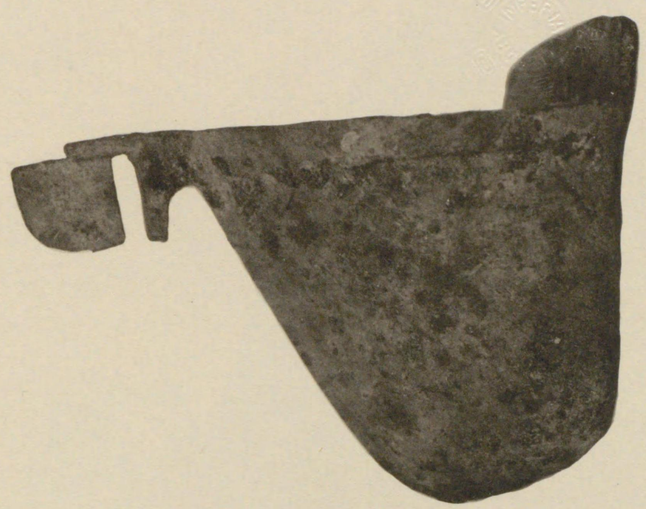

27

銅製壺鐙　長門深川發見

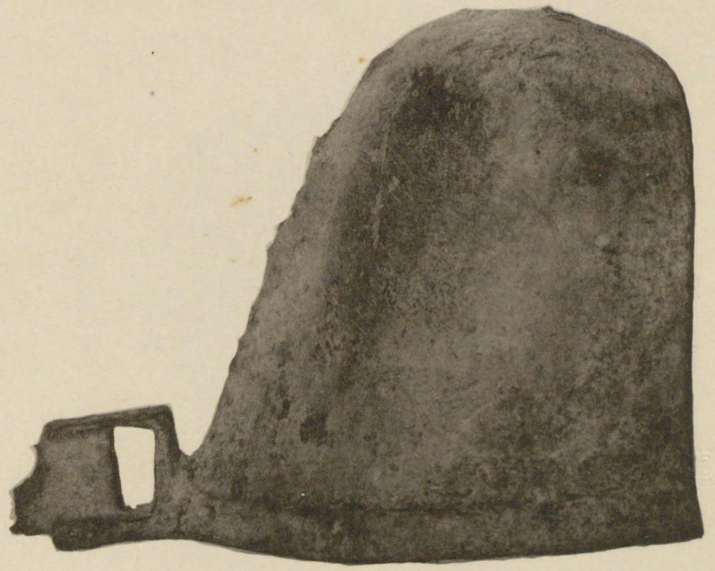

金銅製鐙及附屬品　同　上

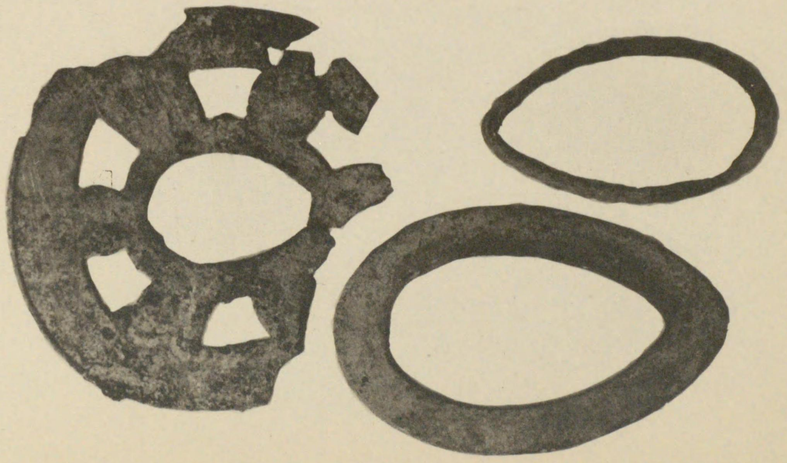

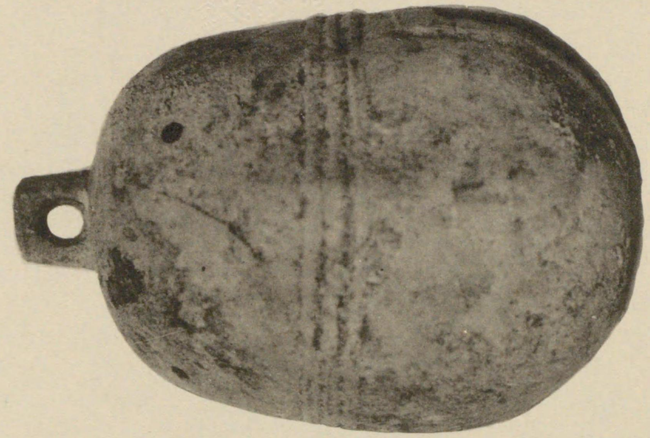

銅鈴正面　長門深川發見

31

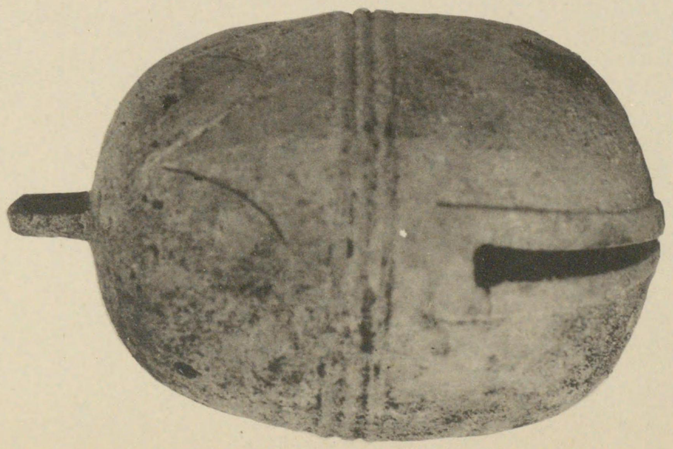

銅鈴側面　同上

30

第拾五圖版

貝輪　長門深川發見

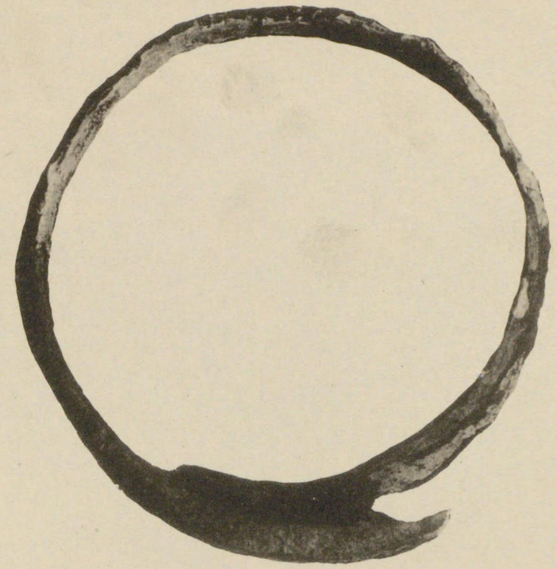

銅劍　周防德山發見

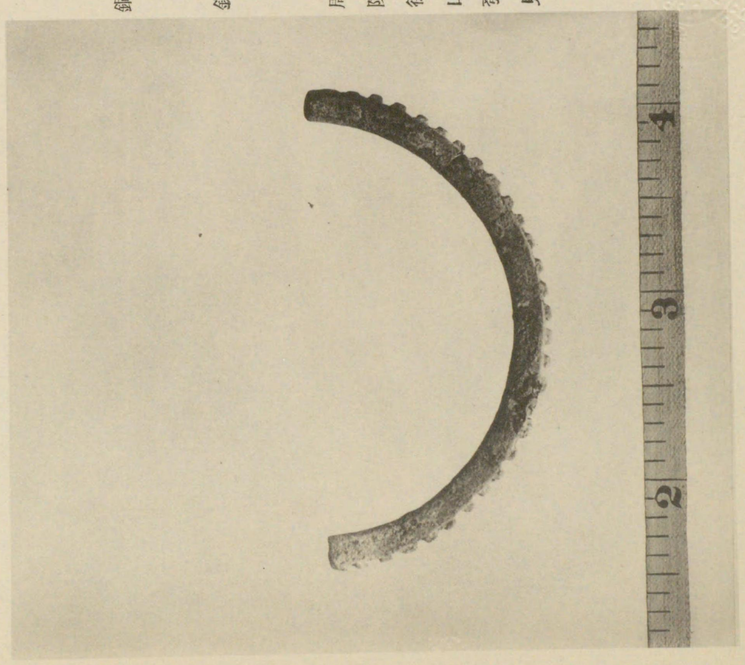

原寸圖

第拾七圖版

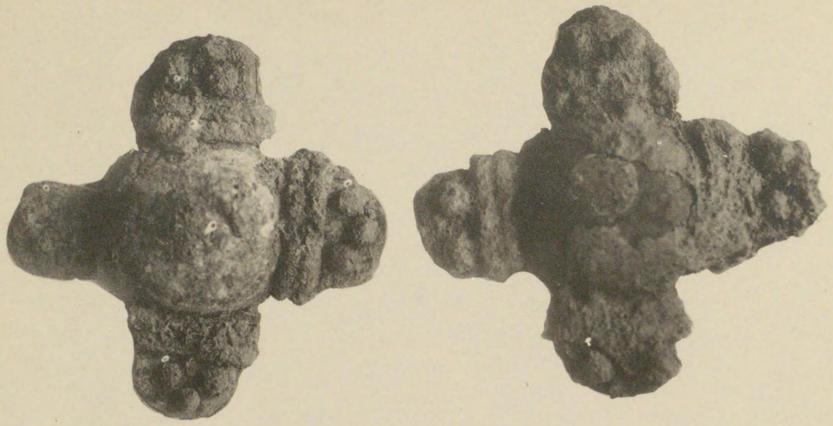

雲珠　周防山口發見

34

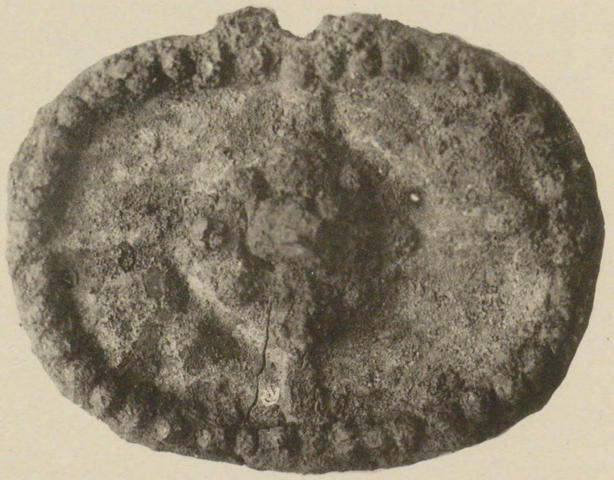

鏡板同上

35

第拾八圖版

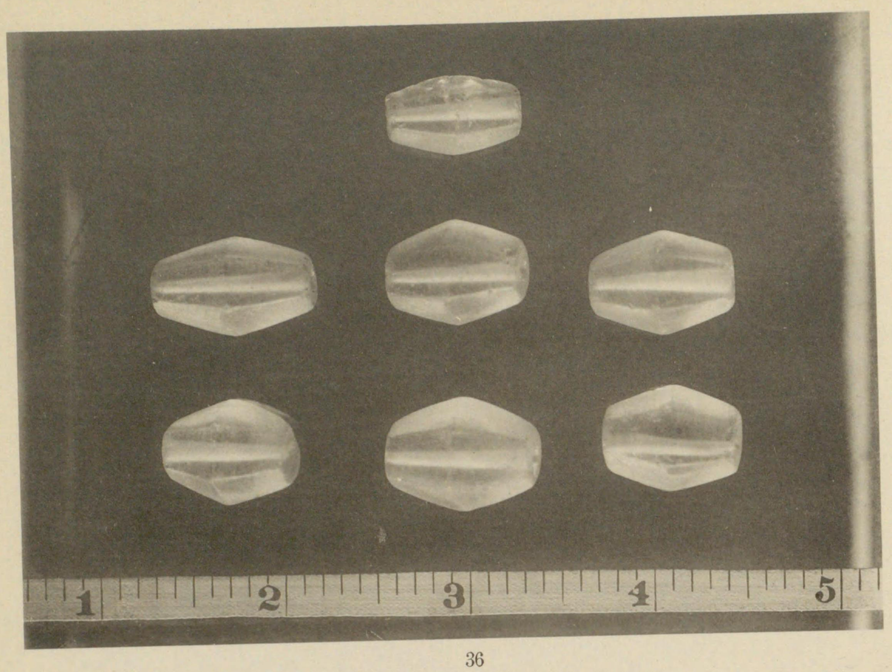

切子玉　周防宿井發見

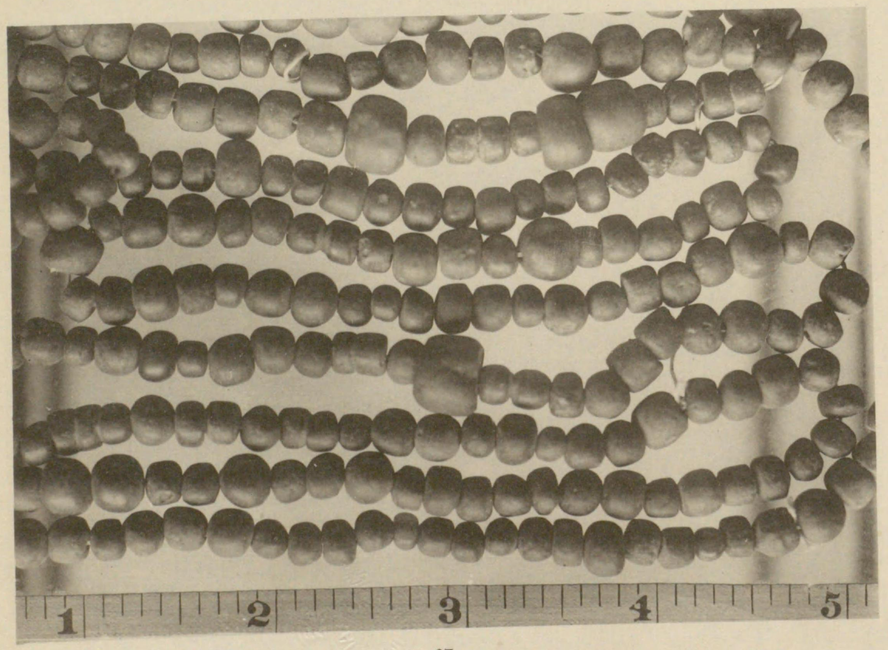

練玉　同上

第拾九圖版

金環

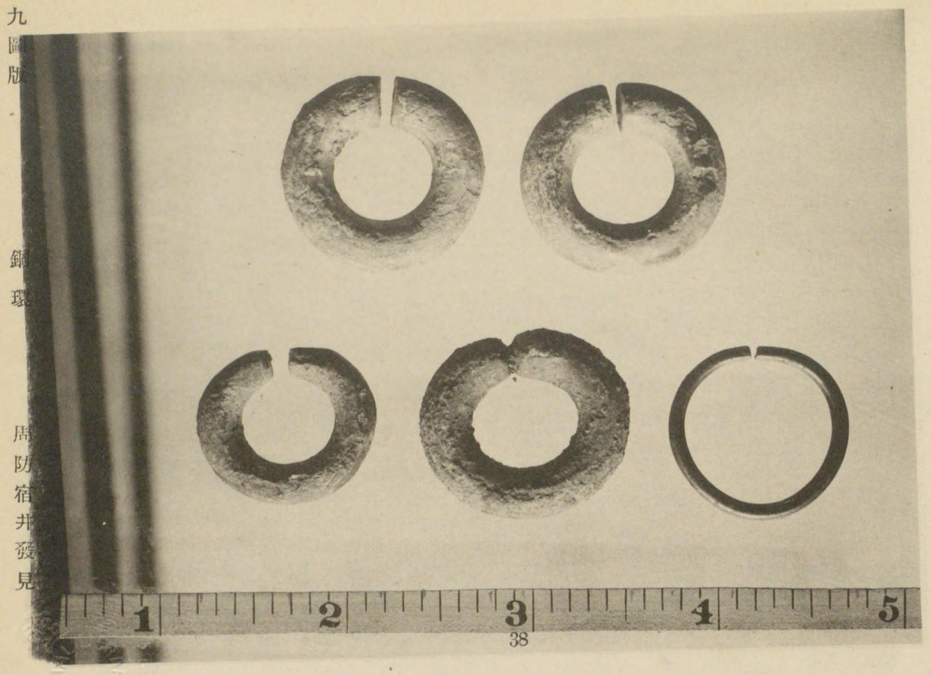

銀環

周防宿井發見

38

銀環

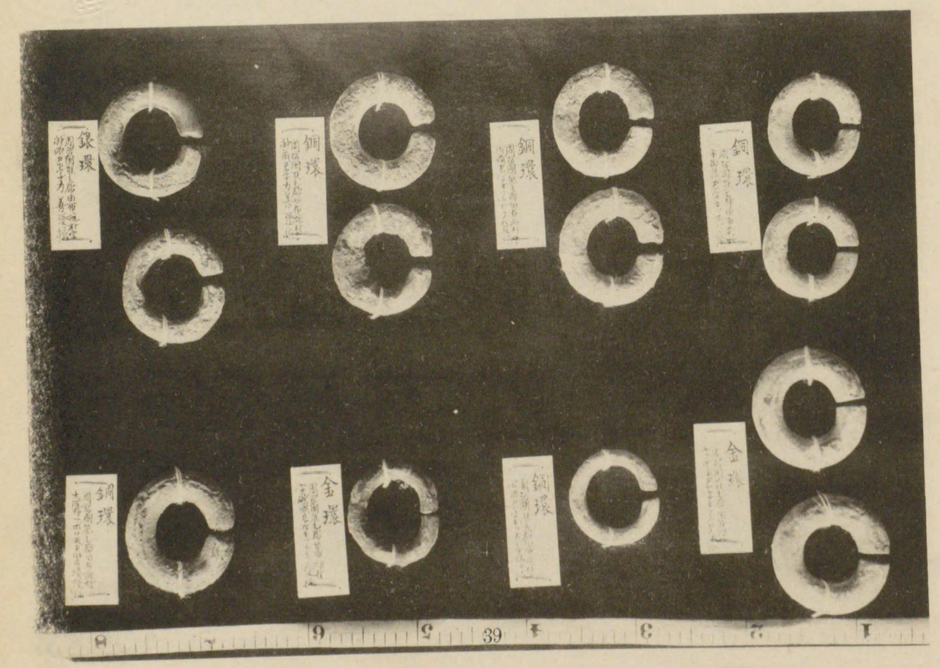

銅環

周防宿井發見

39

第貳拾圖版

銀環　曲玉硬玉　白玉滑玉

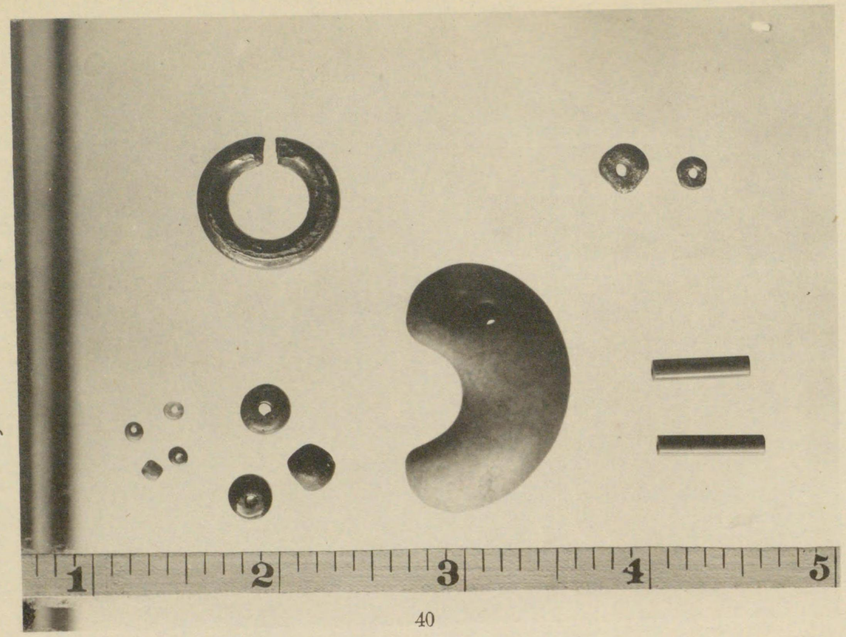

小周防桑山發見

碧玉、管玉

40

曲玉硬玉　曲玉碧玉　棗玉琥珀

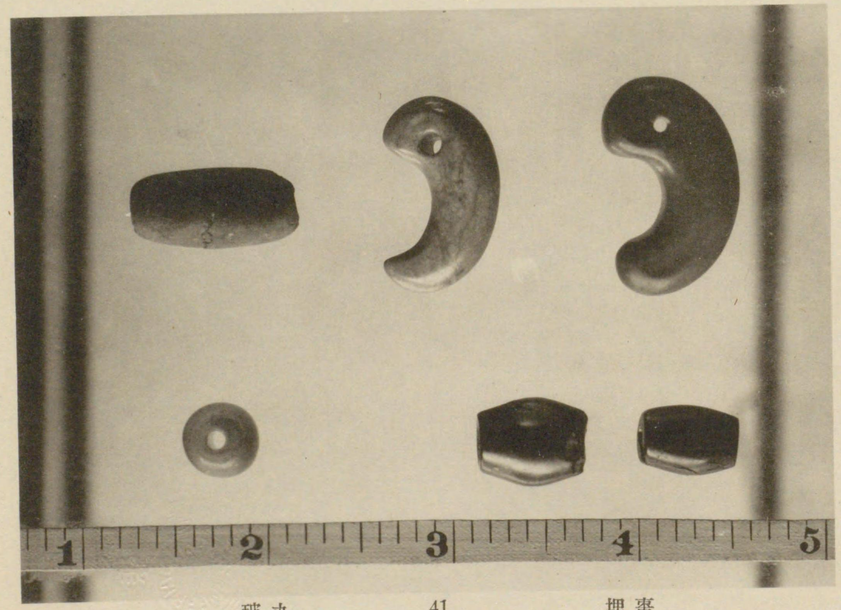

周防宿井發見

丸玉玻璃　41　棗玉埋木

第貳拾壹圖版

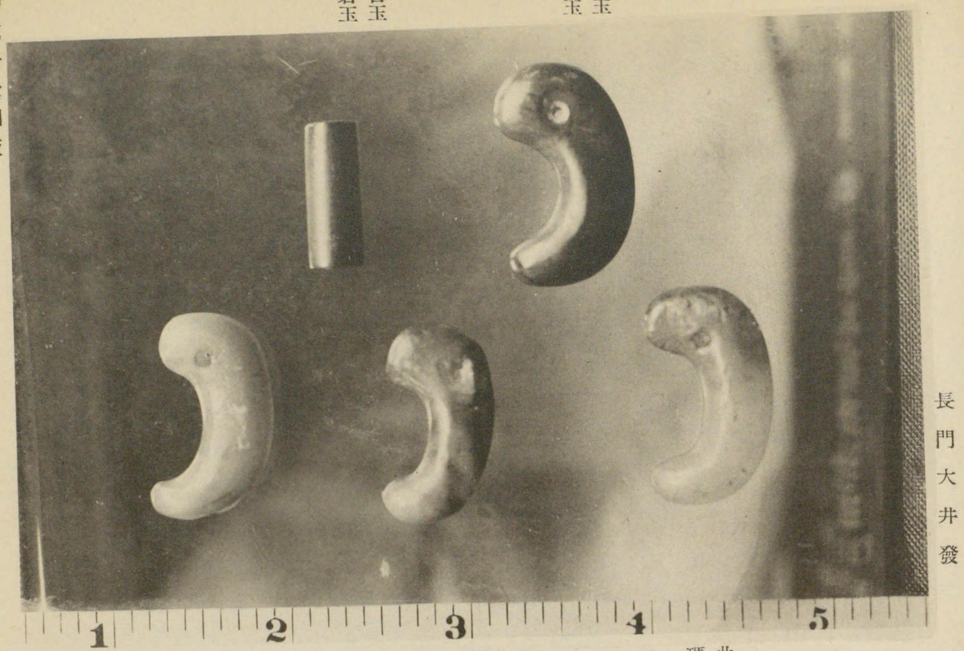

長門大井發

狛劍柄頭

見上

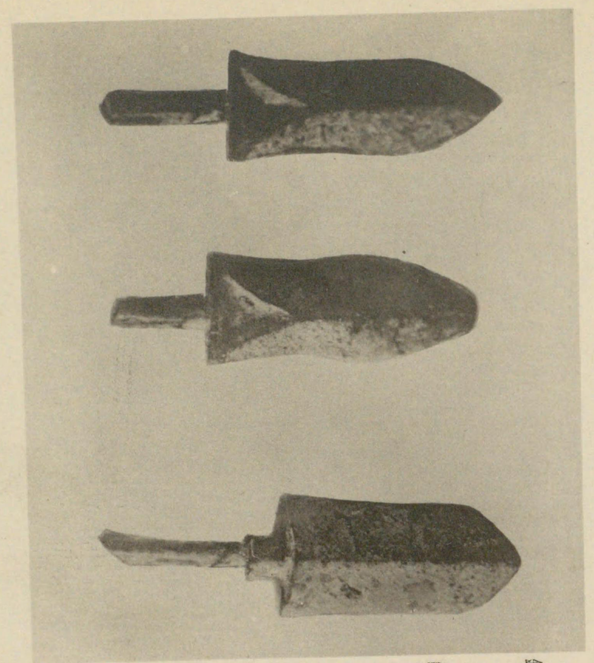

銅鏃

周防中ノ關

銅鏃

周防水口發見

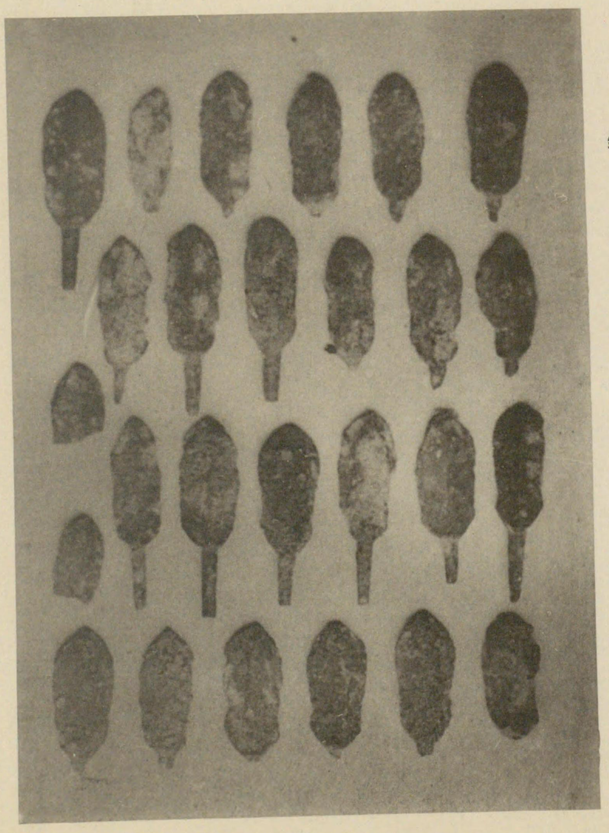

銅鏃

周防竹嶋發見

巴形銅器

周防佐賀發見

周防山口發見

銅鉾

銅鉾の柄(木質)

銅鉾實測圖

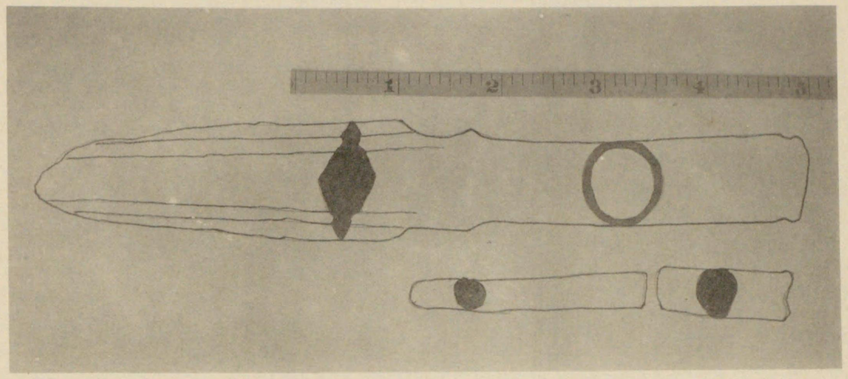

圖版拾五

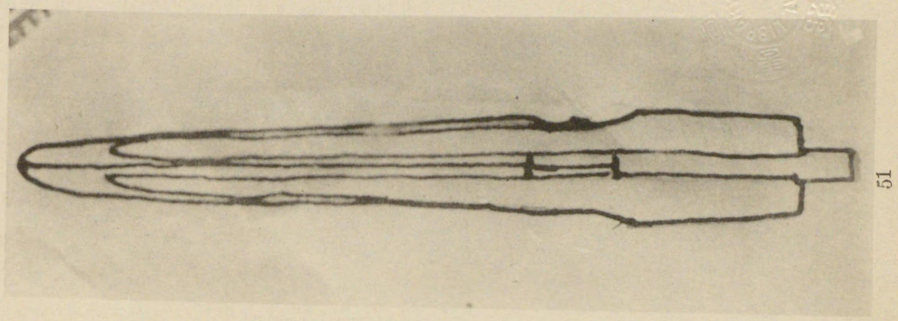

銅鉾

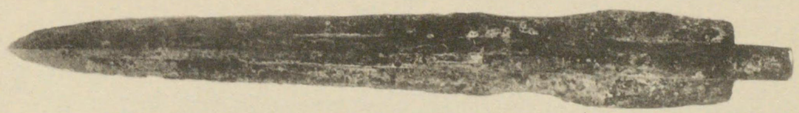

銅鉾　長門棺栗濱發見

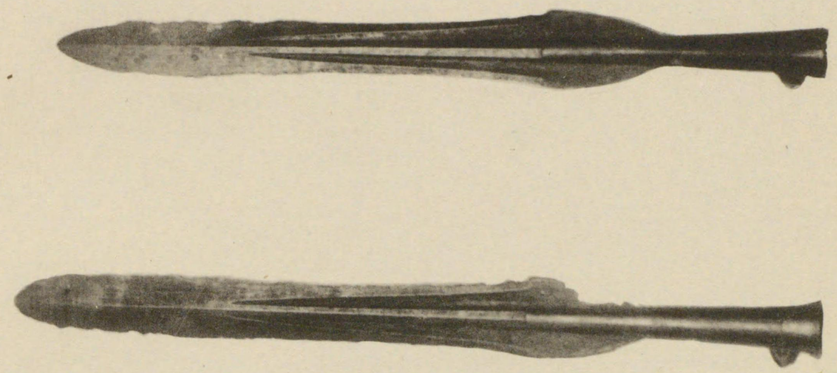

銅鉾　長門神上寺

53

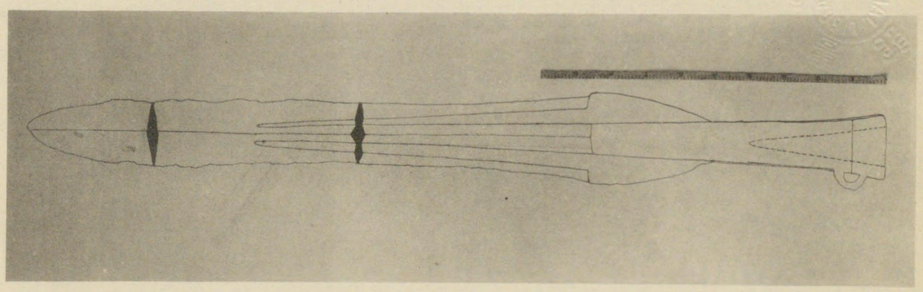

上　同　圖版第十　同

52

605
98

第貳拾七圖版

(1)　(2)

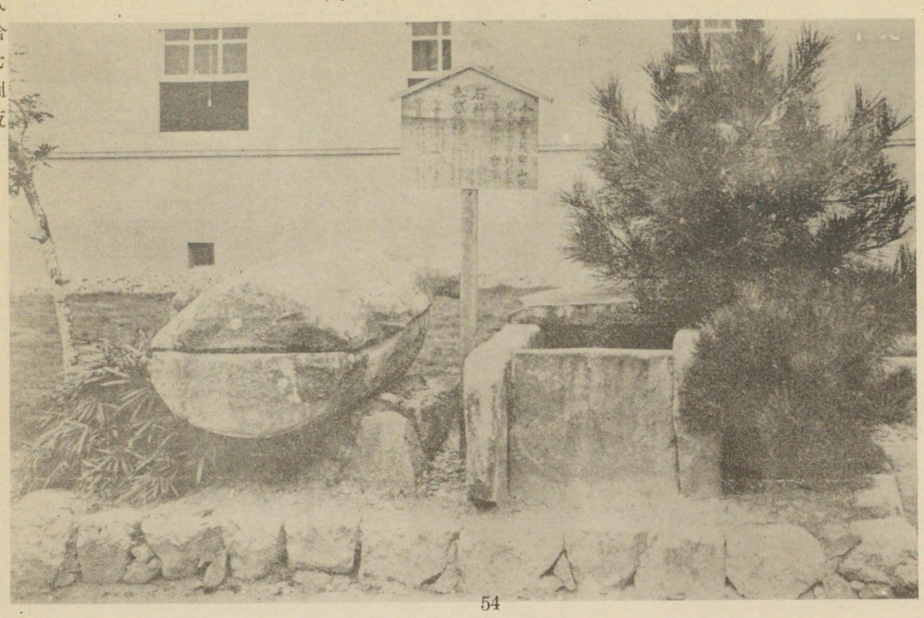

石棺周防赤妻發見

54

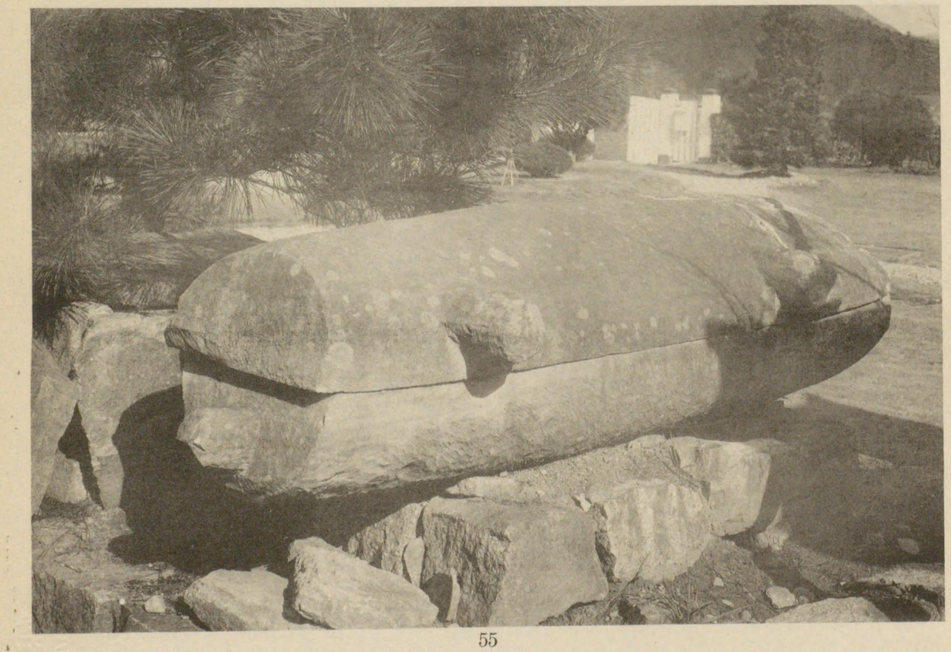

同上側面

55

605
98

第貳拾八圖版

石棺　周防右田發見

上代の繪畫　長門彦島

605
98

弘津史文著書目錄

（一）周防國上代遺跡遺物圖譜　大正二年八月發行
（二）周芳之大墳　大正六年四月發行
（三）都怒之大墳　大正七年八月發行
（四）防長探古錄　大正十四年二月發行
（五）防長考古資料寫眞集五冊　自大正十五年十月發行至昭和二年十一月發行
（六）周防國上代遺蹟遺物發見地調査報告書　熊毛郡　昭和二年十月發行
（七）防長漢式鏡の研究　昭和三年八月發行
（八）防長石器時代資料　昭和四年一月發行
（九）防長和鏡の研究　附防長の經塚　昭和四年九月發行
（十）防長原史時代資料　昭和五年四月發行

605
98

昭和五年五月十日印刷
昭和五年五月十五日發行

（非賣品）

編輯者　山口縣山口市野田拾五番地　弘津史文

發行者　山口高等學校歷史教室　山高鄉土史研究會

印刷人　山口縣山口市道場門前第百拾番地ノ拾　平佐國介

印刷所　同所　大同印刷舍

605
38

605
98